

医政発 1223 第 11 号
令和 2 年 12 月 23 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

医政発 1223 第 10 号
令和 2 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 366 号。以下「本政令」という。) については、別紙 1、2 のとおり令和 2 年 12 月 23 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

臨床検査技師等に関する法律施行令 (昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。) 第 18 条第 3 号に定める臨床検査技師国家試験の受験資格について、第 3 号と第 4 号に分けた上で、第 3 号については、現行の第 3 号のイ、ロ及びホに掲げる者であって、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものと規定するとともに、第 4 号については、大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業したものと規定したこと。

第二 施行期日

1 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

2 経過措置

本政令の施行時点で既に改正前の令第 18 条第 3 号に規定する受験資格を

(別添)

満たしている者について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

また、本政令の施行時点では改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしていないが、臨床検査技師養成所等に在学はしており、本政令の施行後に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たした者（同日以後に養成所等に入学し、当該養成所等において、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で、厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

以上

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令(三五七)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令(三五八)
- 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(三五九)
- 押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令(三六〇)
- 独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令(三六一)
- 独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令(三六二)
- 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(三六三)
- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三六四)

- 特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令(三六五)
- 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三六六)
- 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(三六七)
- 生活保護法施行令の一部を改正する政令(三六八)
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三六九)

(府 令)

- 無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(内閣府七五)

(府 令・省 令)

- 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)
- 外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令(内閣府・法務二)
- 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・法務・財務二)
- 加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令(同三)

- 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・財務五)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業九)
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一)
- 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一四)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産一七)
- 中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・経済産業七)
- 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・国土交通九)
- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(同一〇)
- 指定避難施設の管理及び協定避難施設の設定に関する命令の一部を改正する命令(同一一)

(省 令)

- 日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令(総務一二二)
- 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(同一二二)
- 公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(総務・国土交通一)
- 独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令
(財務八七)
- 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部を改正する等の省令
(厚生労働・農林水産二)
- 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働・国土交通二)
- 住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令(同三)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

4 造幣局債券の債券の発行について、造幣局債券の債券を発行する旨の定めがある造幣局債券を発行した日以後遅滞なく、当該造幣局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四四条関係)

5 造幣局債券の記載事項について定めることとした。(第一五五条関係)

6 造幣局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって造幣局債券の債券を無効とすることができるとともに、当該造幣局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めることとした。(第一六六条関係)

7 利札が欠けている場合における造幣局債券の償還について定めることとした。(第一七七条関係)

8 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、造幣局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九一条関係)

9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令(政令第三六二号)(財務省)

1 独立行政法人国立印刷局債券(以下「国立印刷局債券」という。)の種別については、無記名式とした。(第五五条関係)

2 募集国立印刷局債券に関する事項の決定、申込み、割当て及び債権者について定めることとした。(第七七条、第一一条関係)

3 国立印刷局債券原簿の記載事項、備置き及び閲覧等について定めることとした。(第一二一条及び第一三一条関係)

4 国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四一条関係)

5 国立印刷局債券の記載事項について定めることとした。(第一五五条関係)

6 国立印刷局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって国立印刷局債券の債券を無効とすることができることと、当該国立印刷局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めることとした。(第一六六条関係)

7 利札が欠けている場合における国立印刷局債券の償還について定めることとした。(第一七七条関係)

8 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、国立印刷局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九一条関係)

9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(政令第三六三号)(国土交通省)

一 自動車登録令の一部改正関係
一部を除き、自動車の登録の申請書への署名又は押印を要しないこと等とした。(第一五一条、第一七一条、第一九一条及び第三七一条関係)

二 航空機登録令の一部改正関係
航空機の登録の申請書への署名押印を要しないこと等とした。(第一二一条及び第一三一条関係)

三 奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正関係
次に掲げる政令の規定において、債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないこととした。

1 奄美群島振興開発特別措置法施行令第一六一条第一項

2 空港周辺整備債券令第四一条第一項

3 財形住宅債券令第三一条第一項

4 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第八一条第一項

5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二〇一条第一項

6 独立行政法人水資源機構法施行令第四五一条第一項

7 独立行政法人都市再生機構法施行令第二六一条第一項

8 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第九一条第一項

四 建設業法施行令の一部改正関係
紛争処理の申請の書面への押印を要しないこととした。(第一三一条関係)

五 ダム使用権登録令の一部改正関係
ダム使用権の登録の申請書への記名押印を要しないこととした。(第二五一条関係)

六 小型船舶登録令の一部改正関係
一部を除き、小型船舶の登録の申請書への記名押印又は署名を要しないこととした。(第八一条関係)

七 施行期日
この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第三六四号)(文部科学省)

1 国立大学法人等を国とみなし、国と同様に国立大学法人等が行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている国立大学法人法施行令第二六一条第一項第二号に規定される著作権法に係る事項を削除し、国立大学法人等も申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。(国立大学法人法施行令第二六一条第一項第二号関係)

2 日本司法支援センターを国とみなし、国と同様に日本司法支援センターが行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている総合法律支援法施行令第二五一条第一項第二号に規定される著作権法に係る事項を削除し、日本司法支

援センターも申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。(総合法律支援法施行令第二五一条第一項第一号関係)

3 改正法の施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第七五一条第一項、第七六一条第一項、第七六二条の二第一項及び第七七条の登録の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七八条第四項の請求に関する手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

4 この政令は、令和三年一月一日から施行するとともに、施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六七一条第一項の裁定の申請、同法第七八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く)及び同法第一〇六条のあつせんんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

◇特定複合観光施設区域整備法第九條第十項の間を定める政令(政令第三六五号)(国土交通省)

1 特定複合観光施設区域整備法(平成三〇年法律第八〇号)第九條第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一月一日から令和四年四月二十八日までとする(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三六六号)(厚生労働省)

一 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正
大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等が修めていなければならない科目を検体検査、生理学検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとするなど、臨床検査技師国家試験の受験資格について、所要の見直しを行うこととした。(第一八一条関係)

二 施行期日等

1 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)

2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(政令第三六七号)(厚生労働省)

一 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正関係

社会保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第一条関係)

二 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係

労働保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第二条関係)

三 中小企業退職金共済法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令、独立行政法人福祉医療機構法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、独立行政法人労働者健康安全機構法施行令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正関係

債券の募集に応じようとする者に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第三条関係)

四 施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇生活保護法施行令の一部を改正する政令(政令第三六八号)(厚生労働省)

1 生活保護法第七十五条第一項第三号及び第四号に規定する国の負担の算出の基礎となる額に、同法第五五条の八第一項に規定する被保護者健

康管理支援事業の実施に要する費用を追加するとともに、同法第七三條及び第七五條(第一項第三号及び第四号を除く)に規定する都道府県又は国の負担及び補助の算出に当たり、市町村又は都道府県の収入の額のうち同事業に係るものを控除することとした。(第一〇条関係)

2 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三六九号)(厚生労働省)

一 国民年金法施行令の一部改正関係(第一条関係)

1 国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算について、地方税法第三四條第一項第八号の二に規定するひとり親控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円控除することとした。

2 国民年金法第九〇条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものに、中学校(夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る)に在学する生徒を加えることとした。

3 国民年金法第九〇条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法に定める障害者、寡婦及びひとり親とすることとした。

4 国民年金の保険料の一部免除等における所得の額の計算について、1に準じた改正を行うこととした。

5 国民年金法附則第九條の三の二第三項に規定する政令で定める数について、保険料納付済期間等の月数の区分に応じてそれぞれ定め

ることとした。

二 厚生年金保険法施行令の一部改正関係(第二条関係)

厚生年金保険法附則第二九條第四項に規定する政令で定める数について、被保険者であつた期間に係る被保険者期間の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

三 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係(第三条関係)

令和二年度における国民年金法に規定する脱退一時金の額に関する規定を削ることとした。

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第四条関係)

特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第五条関係)

1 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金を支給する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

2 年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、各年の一〇月一日から二月三十一日までの間に認定の請求があつたときは、当該各年の九月三〇日に当該認定の請求があつたものとみなすこととした。

六 確定拠出年金法施行令の一部改正関係(第六条関係)

確定拠出年金法附則第三條第一項第三号の政令で定める期間について、一年以上五年以下とすることとした。

七 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係(第七条関係)

1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号)第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による寡婦年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。

2 老齢福祉年金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

八 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係(第八条関係)

所要の改正を行うこととした。

九 施行期日等

1 所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

第二章 経過措置

第五節 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)の施行の日前に国立大学法人等(国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。附則第二項において同じ。)及び日本司法支援センターが行った著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録(以下この条及び附則第二項において単に「登録」という。)の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七十八条第四項の請求に係る手数料の納付については、改正法第三条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求、プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く)及び同法第六六条のあつせん)の申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子
文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 菅 義偉

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十五号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和三年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第三百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第二号及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十八条第三号中「前号」を「前二号」に、「生理学的検査」を「検査」に改め、八及び二を削り、ホをハとし、同条に次の一号を加える。
四 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く)又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(前三号に掲げる者を除く)。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者となし、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所(以下「大学等」という。)に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者、同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同法に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く)。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第一項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む)、第十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)第九条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十五条の二第七項、介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第六十八号第十項、独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)第六十六号、独立行政法人労働者健康健全機構法(平成十四年法律第七十一号)第十四条第七項、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四百七十七条第十項並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの</p> <p>イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。）</p> <p>（削る）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二 医師若しくは歯科医師（前号に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者</p> <p>三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの</p> <p>イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。二において同じ。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者</p>

(削る)

ハ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

四 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(前三号に掲げる者を除く。)

ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検体検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(イ及びハに掲げる者を除く。)

ホ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

(新設)

医政発 0308 第 5 号
令和 3 年 3 月 8 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に
基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取
に関する科目の告示について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容に
ついて御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

医政発 0308 第 4 号
令和 3 年 3 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に
基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取
に関する科目の告示について（通知）

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づ
き厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する
科目（令和 3 年厚生労働省告示第 49 号）が別紙のとおり告示され、令和 4 年 4
月 1 日から適用されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管
内の市町村（特別区を含む）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、
その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条は、大学に
おいて医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検
体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところ
により臨床検査技師養成所等において 3 年以上修習した者と同等以上の知識
及び技能を有すると認められるもの等に、臨床検査技師国家試験の受験資格を
認めており、具体的にその対象となる者については、同条第 2 号に基づき、臨
床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」とい
う。）第 18 条各号において規定している。

今般、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年
政令第 366 号。以下「一部改正令」という。）において、令第 18 条第 3 号に掲
げる者について規定の見直しを行い、次のとおり規定し直したところ。

- ・ 大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等であつ
て、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血

及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの
(一部改正令による改正後の令第18条第3号)

- ・ 大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(一部改正令による改正後の令第18条第4号)

これに伴い、一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を定めるため、本告示を制定した(※)。

※ 本告示の制定に伴い、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号)は廃止することとした。

2、改正の概要

一部改正令による改正後の令第18条第3号及び第4号の規定に基づき、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとして、それぞれ以下の14科目を定めることとした。

(第3号に基づき定める科目)

- 1 病態学(薬理学及び病態薬理学を除く。)
- 2 公衆衛生学
- 3 医用工学概論
- 4 血液検査学
- 5 病理検査学
- 6 尿・糞便等一般検査学
- 7 生化学検査学
- 8 免疫検査学
- 9 遺伝子関連・染色体検査学
- 10 輸血・移植検査学
- 11 微生物検査学
- 12 生理検査学
- 13 臨床検査総合管理学
- 14 医療安全管理学

(第4号に基づき定める科目)

- 1 病態学
- 2 公衆衛生学
- 3 医用工学概論
- 4 血液検査学
- 5 病理検査学
- 6 尿・糞便等一般検査学
- 7 生化学検査学
- 8 免疫検査学
- 9 遺伝子関連・染色体検査学
- 10 輸血・移植検査学
- 11 微生物検査学
- 12 生理検査学
- 13 臨床検査総合管理学
- 14 医療安全管理学

その他所要の経過措置を設けた。

3、適用期日

令和4年4月1日

以上

医政医発 0331 第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める
厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に
関する科目に関する協議などの事務手続きについて (通知)

標記について、別添のとおり各関係大学 (学部) 長宛て通知しましたので、その
内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

医政医発0331第1号
令和3年3月31日

各関係大学(学部)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める
厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に
関する科目に関する協議などの事務手続きについて

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号。以下「令」という。)第18条第3号及び同号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目(以下「指定科目」という。)については、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号。以下「旧告示第21号」という。)及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号。以下「旧告示第22号」という。)において定めていたが、今般、令第18条に定める受験資格を規定しなおしたことに伴い、上記告示を廃止し、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目(令和3年厚生労働省告示第49号。以下「新告示」という。)を告示したところである。

新告示の告示を踏まえ、「臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号及び同号二に定める厚生労働大臣の指定する科目に関する協議などの事務手続きについて」(昭和62年3月24日付け医事第21号厚生省健康政策局医事課長通知)別添を廃止するとともに、新告示で承認を受ける大学が指定科目の履修に関する協議を行う場合の手續について、下記のとおりお示しするので、遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 新告示に定める指定科目

指定科目については、新告示第1条において①病態学（薬理学、病態薬理学は除く。）、②公衆衛生学、③医用工学概論、④血液検査学、⑤病理検査学、⑥尿・糞便等一般検査学、⑦生化学検査学、⑧免疫検査学、⑨遺伝子関連・染色体検査学、⑩輸血・移植検査学、⑪微生物検査学、⑫生理検査学、⑬臨床検査総合管理学、⑭医療安全管理学の14科目を、新告示第2条において①病態学、②公衆衛生学、③医用工学概論、④血液検査学、⑤病理検査学、⑥尿・糞便等一般検査学、⑦生化学検査学、⑧免疫検査学、⑨遺伝子関連・染色体検査学、⑩輸血・移植検査学、⑪微生物検査学、⑫生理検査学、⑬臨床検査総合管理学、⑭医療安全管理学の14科目を定めた。

新告示の告示に伴う科目の協議に係る様式について、新告示第1条に定める指定科目の協議様式は別紙1（様式1）、新告示第2条に定める指定科目の協議様式は別紙2（様式2）によるものとする。

2. 指定科目の履修に関する協議

(1) 指定科目の改正に伴い、現在、旧告示第21号及び旧告示第22号の指定科目の承認を受けている大学においては、指定科目の変更に関する協議を行う必要があること。

(2) 協議に当たっては、様式1または様式2に掲げる下記の参考資料を添付すること。

- ① 履修証明書（様式3）別紙3
- ② 単位・時間数新旧表（様式4）別紙4
- ③ 教科内容対比表（様式5）別紙5
- ④ 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- ⑤ 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- ⑥ その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、別紙7に示す範囲の内容であることがわかる資料）

(3) 提出期限は令和3年12月末日とする。

3. 留意事項

(1) 様式1または様式2及び参考資料の作成に当たっては、別紙6～9に示す審査基準を参考にすること。

(2) 今国会に提出されている「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」には、臨床検査技師の業務の追加も盛り込まれている。

これに伴い、新たな行為についての教育内容もカリキュラムに追加し、令和4年度の入学生から適用するために準備を進めており、カリキュラムに追加する具体的な教育内容を示す通知を令和3年度に発出する予定である。

各養成施設上記におかれては、ご留意いただいた上で、期限までに変更申請を行っていただきたい。

別紙1（様式1）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

〇〇〇〇大学長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第1条に規定する科目について（協議）

本校〇〇科△△専攻で実施している下記の授業科目によって、標記科目を履修したとみなすことが出来るか協議いたします。

指定科目	相当する授業科目	単位数
病態学（薬理学、病態薬理学は除く）		
公衆衛生学		
医用工学概論		
血液検査学		
病理検査学		
尿・糞便等一般検査学		
生化学検査学		
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学		
輸血・移植検査学		
微生物検査学		
生理検査学		
臨床検査総合管理学		
医療安全管理学		
合計		

その他	相当する授業科目	単位数
上記科目における臨地実習	生理検査学に関する臨地実習	
	生理検査学以外の臨地実習	
合計		

参考資料

- 履修証明書（様式3）
- 単位・時間数新旧表（様式4）
- 教科内容対比表（様式5）
- 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、別紙7に示す範囲の内容であることがわかる資料）

別紙 2 (様式 2)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

〇〇〇〇大学長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第2条に規定する科目について（協議）

本校〇〇科△△専攻で実施している下記の授業科目によって、標記科目を履修したとみなすことが出来るか協議いたします。

指定科目	相当する授業科目	単位数
病態学		
公衆衛生学		
医用工学概論		
血液検査学		
病理検査学		
尿・糞便等一般検査学		
生化学検査学		
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学		
輸血・移植検査学		
微生物検査学		
生理検査学		
臨床検査総合管理学		
医療安全管理学		
合計		

その他	相当する授業科目	単位数
上記科目における臨地実習	生理検査学に関する臨地実習	
	生理検査学以外の臨地実習	
合計		

参考資料

- 1 履修証明書（様式 3）
- 2 単位・時間数新旧表（様式 4）
- 3 教科内容対比表（様式 5）
- 4 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- 5 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- 6 その他

別紙3（様式3）

履修証明書

本籍地
氏名
生年月日（昭和・平成） 年 月 日生

上記の者は、本学において臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目として、次のものを修めて卒業したことを証明する。

指定科目	履修科目名	単位数	履修年度
病態学 （新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）			令和 年度
公衆衛生学			
医用工学概論			
血液検査学			
病理検査学			
尿・糞便等一般検査学			
生化学検査学			
免疫検査学			
遺伝子関連・染色体検査学			
輸血・移植検査学			
微生物検査学			
生理検査学			
臨床検査総合管理学			
医療安全管理学			
その他	履修科目名	単位数	履修年度
臨地実習	生理検査学		
	その他		

令和 年 月 日
（大学の所在地）
（大学の名称）
（学部・学科名）
（大学長の氏名）

別紙3（様式3）

（作成上の注意）

1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 「履修科目名」欄には、厚生労働省に協議して指定科目に相当すると認められた科目名を記載すること。また、2科目以上を履修して指定の1科目の履修に相当する場合には、全科目を記載し、それぞれの科目毎に単位数及び履修年度を記載すること。
3. 証明は、当該科目を修めて卒業した大学の長が行うこと。
4. 指定する科目の履修が2箇所以上の大学において行われた場合の証明は、それぞれ履修した大学において行うこと。
5. 現に履修中の者に関する証明は、履修見込証明書として作成すること。

別紙4（様式4）

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
 検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目について

【 新旧対照表 】

変更後

指定科目	授業科目名	単位数	審査基準
公衆衛生学		4	
医用工学概論		4	
血液検査学		4	
病理検査学		5	
尿・糞便等一般検査学		3	
生化学検査学		6	
免疫検査学		2	
遺伝子関連・染色体検査学		4	
輸血・移植検査学		6	
微生物検査学		10	
生理検査学		6	
臨床検査総合管理学		2	
医療安全管理学			

その他	授業科目名	単位数	審査基準
上記科目における 臨地実習	生理検査学に関する臨地実習	3	
	生理検査学以外の臨地実習	9	

変更前

<厚生労働省告示21号>

指定科目	授業科目名	単位数		実時間	
		講義	実習	講義	実習
医学概論					
解剖学					
生理学					
病理学					
生化学					
微生物学					
医動物学					
情報科学概論					
検査機器総論					
医用工学概論					
臨床血液学					
臨床免疫学					
備考	臨地実習 単位（ 時間）				

<厚生労働省告示22号>

指定科目	授業科目	単位数		実時間	
		講義	実習	講義	実習
医用工学概論					
臨床検査総論					
臨床生理学					
臨床化学					
放射性同位元素検査技術学					
医療安全管理学					
備考	臨地実習 単位（ 時間）				

教科内容対比表
 【臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
 検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目について】

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
病態学 20単位 (うち、8単位は 人体の構造と機 能に関する科目 とし、5単位は臨 床検査の基礎と その疾病との関 連に関する科目 とする。臨地実 習の単位につい ては別に定め る) ※新告示第1条 に規定する科目 については記載 する場合は、「VI 薬理学」及び「X 病態薬理学」の 項目については 空欄で差し支え ない。	I 臨床病態学	◎			
	1 疾病の原因・症候と検査診断学	◎			
	(1) 疾病の原因				
	(2) 疾病の症候				
	(3) 疾病の経過と転帰				
	(4) 検査診断学総論				
	(5) 救急医療	◎			
	(6) 患者心理				
	2 臓器別疾病の原因・症候と検査診断	◎			
	(1) 循環器疾患				
	(2) 呼吸器疾患				
	(3) 消化管疾患				
	(4) 肝・胆・膵疾患				
	(5) 感染症				
	(6) 血液・造血器疾患				
	(7) アレルギー性疾患・膠原病・免疫病				
	(8) 腎・尿路・生殖器疾患				
	(9) 代謝・栄養障害				
	(10) 内分泌疾患				
	(11) 精神・神経疾患(認知症を含む)	◎			
	(12) 運動器疾患				
	(13) 感覚器疾患				
	(14) 皮膚疾患				
	(15) 乳腺疾患				
	(16) 中毒				
	(17) 染色体・遺伝子異常症				
	3 臨地実習*	◎			
	(人体の構造と機能に関する科目)				
	II 解剖学	◎			
	1 人体の発生				
	2 細胞と組織				
	(1) 細胞の特徴				
	(2) 各組織の構造				
	3 器官系統の解剖及び組織				
	(1) 骨格				
	(2) 筋				
	(3) 循環器				
	(4) 呼吸器				
	(5) 消化器				
	(6) 内分泌器				
	(7) 泌尿器				
	(8) 生殖器				
	(9) 神経				
(10) 感覚器					
4 学内実習					
(1) 人体又は人体模型による各部分の					
(2) 正常組織の顕微鏡による観察					
III 生理学	◎				
1 生理機能					
(1) 神経					
(2) 筋					
(3) 感覚					
(4) 運動					
(5) 体液					
(6) 循環					
(7) 呼吸					
(8) 消化					
(9) 代謝・栄養					
(10) 排泄					
(11) 体温					
(12) 内分泌器系					
(13) 生殖					
(14) 防御機構					
2 学内実習					
(1) 循環					
(2) 呼吸					
(3) 筋					
(4) 神経					

IV 生化学	◎		
1 生体物質の構造と代謝			
(1)糖質			
(2)たんぱく質			
(3)脂質			
(4)無機質			
(5)酵素			
(6)ビタミン			
(7)ホルモン			
(8)生体色素			
(9)核酸			
2 器官の生化学			
(1)血液			
(2)肺			
(3)腎			
(4)肝			
(5)骨			
(6)筋			
(7)その他の器官			
3 遺伝の生化学			
4 学内実習			
(1)糖質			
(2)たんぱく質			
(3)脂質			
(4)無機質			
(5)酵素			
(6)その他(遺伝子)			
V 栄養学	◎		
1 食事と栄養			
2 栄養素の働き			
(1)糖質			
(2)脂質			
(3)蛋白質、アミノ酸			
(4)ビタミン			
(5)ミネラル			
(6)食物繊維			
(7)水			
3 食物の消化と栄養素の吸収・代謝			
(1)食物の消化			
(2)栄養素の吸収			
(3)栄養素の代謝			
(4)栄養素の排泄			
4. 食事と食品			
(1)食文化			
(2)食事摂取基準			
(3)食品と栄養素			
VI 薬理学	◎※1		
1 薬の作用機序と生体内動態			
(1)薬の作用機序			
(2)薬の生体内動態			
2 生理活性物質			
(1)神経性アミノ酸			
(2)生理活性アミン			
(3)生理活性ヌクレオチド・ヌクレオシド			
(4)生理活性ペプチド			
(5)エイコサノイドとその他の脂質メディエーター			
(6)サイトカインとケモカイン			
(7)ビタミン			
3 生体内情報伝達機構とチャネル・トランスポーター			
(1)細胞における情報の受容			
(2)細胞内情報伝達			
(3)遺伝子制御			
(4)イオンチャネル			
(5)トランスポーター			
(臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目)			
VII 病理学	◎		
1 器官・組織・細胞の病理学的変化			
(1)病理学の概要			
(2)物質代謝障害			

(3)循環障害			
(4)退行性病変			
(5)炎症			
(6)新生物			
2 器官別各種疾患と病理学的変化			
(1)循環器系			
(2)呼吸器系			
(3)消化器系			
(4)内分泌系			
(5)泌尿器系			
(6)生殖器系			
(7)造血器系			
(8)神経系			
(9)感覚器系			
(10)運動器系			
(11)皮膚系			
3 学内実習			
(1)固定			
(2)脱灰			
(3)包埋			
(4)薄切			
(5)染色			
VIII 微生物学	◎		
1 微生物の分類・病原性と感染症			
(1)微生物学の概要			
(2)分類			
(3)微細構造と機能			
(4)遺伝子操作法			
(5)変異と遺伝			
(6)耐性と感受性			
(7)化学療法剤			
(8)ワクチン			
(9)感染と免疫			
(10)滅菌と消毒			
(11)培養と培地			
2 学内実習			
(1)消毒滅菌			
(2)染色			
(3)培地の作製			
(4)培養			
(5)菌検索			
IX 臨床栄養学	◎		
1 ライフステージと栄養			
(1)乳幼児期の栄養			
(2)学童期・思春期・青年期の栄養			
(3)成人期の栄養			
(4)妊娠期・授乳期の栄養			
(5)更年期の栄養			
(6)高齢期の栄養			
2 疾患と栄養			
(1)栄養サポートチーム	◎		
(2)栄養状態の評価と判定			
(3)疾患・症状別食事療法			
(4)病院食			
(5)栄養補給法			
(6)健康づくりと食生活			
X 病態薬理学	◎※1		
1 薬物の動態と有効性・安全性			
(1)臨床薬物動態学			
(2)薬理遺伝学			
(3)薬物相互作用			
(4)薬の有効性と安全性			
(5)薬物療法の個別化－TDMと薬物投与設計			
2 器官別薬理と作用機序			
(1)神経系作用薬			
(2)循環器作用薬			
(3)泌尿器・生殖器作用薬			
(4)免疫・アレルギー・炎症作用薬			
(5)呼吸器作用薬			
(6)消化器作用薬			
(7)感覚器作用薬			
(8)ホルモン・内分泌系治療薬			

(9)代謝系作用薬			
(10)抗感染症薬			
(11)抗悪性腫瘍薬			
(12)抗認知症薬			
(13) その他			
3 薬物と臨床検査			
(1)臨床検査の測定値に影響を及ぼす			
(2)生理検査に影響を及ぼす薬物			
(3)各種検査に用いられる薬剤			
XI 認知症の検査	◎		
1 認知症検査の注意事項			
(1)検査の注意事項			
(2)患者の心理と対応			
2 認知機能の評価尺度			
(1)総合的評価尺度			
(2)記憶機能の評価尺度			
(3)言語機能の評価尺度			
(4)視空間認知機能の評価尺度			
(5)前頭葉機能の評価尺度			
3 行動・心理症状の評価尺度			
(1)総合的評価尺度			
(2)行動症状の評価尺度			
(3)心理症状の評価尺度			
4 検査結果の解析と評価			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
公衆衛生学 4単位 (臨地実習の単位については別に定める)	I 公衆衛生学	◎			
	1 公衆衛生の意義	◎			
	(1)公衆衛生の定義				
	(2)健康・疾病・予防				
	2 人口統計と健康水準	◎			
	(1)健康指標				
	(2)人口静態統計				
	(3)人口動態統計				
	(4)疾病・障害統計				
	3 疫学と疫学的分析法	◎			
	(1)疫学の考え方				
	(2)疫学指標				
	(3)疫学的分析法	◎			
	4 環境と健康	◎			
	(1)地球環境				
	(2)生活環境				
	(3)生物環境				
	(4)物理環境				
	(5)化学環境				
	(6)環境のリスク評価				
	(7)環境検査法				
	5 健康の保持増進と予防医学	◎			
	(1)予防医学	◎			
	(2)健康保持増進				
	(3)主な疾病の予防				
	(4)栄養保健				
	(5)食品安全及び食品衛生				
	(6)母子保健				
	(7)学校保健				
	(8)成人保健				
	(9)高齢者保健				
	(10)在宅医療	◎			
	(11)精神保健				
(12)産業保健					
6 衛生行政	◎				
(1)衛生行政					
(2)医療制度					
(3)多職種連携とチーム医療	◎				
(4)地域保健(地域包括ケアシステムを含む)	◎				
(5)社会保険					
(6)社会福祉					
(7)その他					
7 国際保健	◎				
(1)国際機関・医療協力					
(2)世界の保健状況					

8 関係法規	◎		
(1)法律の種類			
(2)臨床検査技師等に関する法律			
(3)医事法規			
(4)薬事法規			
(5)保健衛生法規			
(6)予防衛生法規			
(7)環境衛生法規			
(8)労働衛生法規			
(9)社会保障・福祉関連法規			
9 臨地実習*			
II 医学概論	◎		
1 医学概論	◎		
(1)医学の歴史の変遷			
(2)検査技術の歴史			
(3)医療従事者の倫理			
(4)将来の展望			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
医用工学概論 4単位 (臨地実習の単位については別に定める)	I 医用工学概論	◎			
	1 臨床検査で用いられる医用工学の基礎と応用	◎			
	(1)医用工学の基礎				
	(2)臨床検査での医用工学				
	2 生体検査に使用される医用電子技術	◎			
	(1)増幅				
	(2)記録				
	(3)電源				
	(4)その他の電子回路				
	3 医用電子機器による生体からの情報収集	◎			
	(1)生体物性				
	(2)電極				
	(3)変換装置				
	4 医用電子機器使用時の安全対策	◎			
	(1)電撃の人的安全				
	(2)電気機器の安全基準				
	(3)施設の電氣的安全対策				
	5 学内実習	◎			
	(1)電子機器の取扱い方				
	(2)増幅素子の特性				
	(3)変換装置の特性				
	(4)増幅器の総合特性				
	(5)電氣的安全性の測定				
	II 検査機器総論	◎			
	1 臨床検査で使用する共通機器の原理・使用方法と注意事項	◎			
	(1)秤量装置				
	(2)分離装置				
	(3)攪拌装置				
	(4)恒温装置				
	(5)保冷装置				
	(6)消毒・滅菌装置				
	(7)測光装置				
	(8)顕微装置				
	(9)写真装置				
	(10)電気化学装置				
	2 各種臨床検査で使用する機器の原理・使用方法と注意事項	◎			
	(1)血液学的検査用機器				
	(2)病理学的検査用機器				
	(3)生化学的検査用機器				
	(4)輸血・免疫学的検査用機器				
(5)微生物学的検査用機器					
(6)生理学的検査用機器					
(7)遺伝子関連・染色体検査用機器					
III 情報科学概論	◎				
1 情報の概念と情報収集・処理	◎				
(1)情報の概念					
(2)情報収集と情報処理					

(3)電子計算機				
2 医療・臨床検査と情報システム	◎			
(1)臨床検査情報システム				
(2)病院情報システム				
(3)医療情報システム				
3 コンピュータネットワーク	◎			
(1)ネットワークの構成				
(2)通信プロトコル				
(3)ネットワークのセキュリティ				
4 医療情報倫理と医療情報危機管理	◎			
(1)個人情報保護				
(2)情報の秘匿・暗号				
(3)情報の一次利用と二次利用				

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
血液検査学 4単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 血液の成分と機能	◎			
	(1)血液の成分				
	(2)血液の機能				
	(3)血球の産生と崩壊				
	(4)血栓・止血機構				
	2 血液疾患と血液検査	◎			
	(1)血球算定に関する検査				
	(2)血液細胞形態検査と細胞表面マーカー検査				
	(3)血管機能及び血小板機能検査				
	(4)血栓・止血検査				
	(5)赤血球系疾患の検査				
	(6)白血球系疾患の検査				
	(7)造血器腫瘍の検査				
	(8)血栓・止血異常疾患の検査				
	(9)血液疾患と遺伝子・染色体検査	◎			
	3 学内実習	◎			
	(1)検体の取扱い方				
	(2)検査の基礎技術				
	(3)赤血球の数と形態に関する検査				
	(4)白血球の数と形態に関する検査				
	(5)血小板の数と形態に関する検査				
	(6)造血器腫瘍に関する検査				
	(7)赤血球溶血に関する検査				
	(8)血管機能に関する検査				
	(9)止血に関する検査				
	(10)血栓に関する検査				
	(11)血小板機能に関する検査				
	(12)赤血球沈降速度検査				
(13)ゲノム検査(遺伝子関連・染色体検査を含む)					
(14)検査結果の解析と評価	◎				
4 臨地実習*	◎				

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
病理検査学 5単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 組織検査・細胞診検査の意義と検査	◎			
	(1)病理学的検査の意義と流れ				
	(2)細胞診検査の意義と流れ				
	(3)迅速検査の意義と標本作成法				
	(4)病理遺伝子解析の意義	◎			
	(5)組織検査・細胞診検査の精度管理				
	(6)組織検査・細胞診検査の標準化				
	2 組織検査法	◎			
	(1)病理解剖				
	(2)臓器肉眼的観察・写真撮影と記録				
	(3)臓器・組織別の取扱い法				
	(4)組織標本作成法(凍結標本含む)				
	(5)組織標本染色法				
	(6)組織標本観察法				
	(7)組織標本評価法				
	(8)分子病理組織検査法				
	3 細胞診検査法	◎			
	(1)材料別細胞診検査法				
	(2)細胞診標本作成法				
	(3)細胞診標本染色法				

(4)細胞診標本観察法				
(5)細胞診標本評価法				
4 学内実習(組織検査)	◎			
(1)固定・切出し・脱灰・脱脂・包埋・薄切(凍結標本含む)				
(2)ヘマトキシリンエオジン染色				
(3)特殊染色				
(4)免疫染色				
(5)ゲノム検査(遺伝子・染色体検査を含む)				
(6)標本の観察と評価法(切出しを含む)				
(7)精度管理と標準化				
(8)検査結果の解析と評価	◎			
5 学内実習(細胞診検査)	◎			
(1)検体の観察と処理・保存	◎			
(2)細胞診標本作製				
(3)細胞観察と判定				
(4)精度管理と標準化				
(5)検査結果の解析と評価	◎			
6 臨地実習*	◎			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容(シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル)※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
尿・糞便等一般検査学 3単位 (臨地実習の単位については別に定める)	I 尿・糞便など一般検査	◎			
	1 尿検査	◎			
	(1)尿の生成と組成				
	(2)一般的性状				
	(3)化学的検査法				
	(4)尿沈渣検査				
	(5)尿自動分析装置				
	(6)腎機能検査				
	2 脳脊髄液検査	◎			
	(1)髄液の生成と組成				
	(2)一般的性状				
	(3)化学的検査法				
	(4)細胞学的検査法				
	3 糞便検査	◎			
	(1)糞便の生成と組成				
	(2)一般的性状				
	(3)糞便検査法				
	4 その他の一般検査	◎			
	(1)喀痰検査				
	(2)精液検査				
	(3)穿刺液検査				
	(4)その他				
	5 学内実習	◎			
	(1)尿検査				
	(2)脳脊髄液検査				
	(3)糞便検査				
	(4)喀痰検査				
	(5)その他の検査				
	(6)検査結果の解析と評価	◎			
	6 臨地実習*	◎			
	II 寄生虫学	◎			
	1 寄生虫の分類と疾患との関係	◎			
	(1)寄生虫の疫学				
(2)寄生虫の生活と疾患					
(3)寄生虫の生殖と発育					
2 各種寄生虫の生態・鑑別と疾患との	◎				
(1)線虫類					
(2)吸虫類					
(3)糸虫類					
(4)原虫類					
(5)衛生動物					
3 寄生虫検査法	◎				
(1)検査材料の採取と保存					
(2)糞便の検査					
(3)血液の検査					
(4)その他の検査					
4 学内実習	◎				
(1)検体の取扱方法					
(2)線虫類の検査					

(3)吸虫類の検査			
(4)糸虫類の検査			
(5)原虫類の検査			
(6)その他の検査			
(7)検査結果の解析と評価	◎		
5 臨地実習 *	◎		

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
(免疫検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める)	I 生化学的検査	◎			
	1 生化学的検査の基礎と定量検査法の原理	◎			
	(1)生化学的検査の基礎				
	(2)定量検査法の原理				
	(3)自動分析法				
	2 各種生体物質の測定法と臨床的意義	◎			
	(1)糖質				
	(2)タンパク質				
	(3)脂質				
	(4)無機質				
	(5)酵素				
	(6)非タンパク性窒素				
	(7)ホルモン				
	(8)生体色素				
	(9)薬物・毒物				
	(10)ビタミン				
	(11)疾患マーカー				
	3 各種臓器機能検査法と臨床的意義	◎			
	(1)肝・胆道・膵機能検査				
	(2)循環機能検査				
	(3)腎機能検査				
	(4)内分泌機能検査				
	(5)栄養・代謝機能検査				
	4 学内実習	◎			
	(1)糖質の検査				
	(2)タンパク質の検査				
	(3)脂質の検査				
	(4)無機質の検査				
	(5)酵素の検査				
	(6)非タンパク性窒素の検査				
(7)ホルモンの検査					
(8)その他の検査					
(9)検査結果の解析と評価	◎				
6 臨地実習 *	◎				
II 放射性同位元素検査技術学	◎				
1 放射性同位元素を用いた臨床検査	◎				
(1)放射能・放射線の性質					
(2)放射線測定法					
(3)検体検査法					
(4)生体内検査法					
(5)安全な取扱いと管理法					
(6)関連法規					

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
(生化学検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める)	1 免疫の仕組みと生体防御	◎			
	(1)免疫系による生体防御				
	(2)免疫担当器官、組織、細胞				
	(3)免疫の成立と調節				
	(4)抗原・抗体(免疫グロブリン)・補体				
	2 免疫と疾患の関わり	◎			
	(1)感染防御免疫				
	(2)腫瘍免疫				
	(3)免疫不全症				
	(4)アレルギー疾患				
	(5)自己免疫疾患				
	(6)免疫グロブリン異常症				
	3 免疫学的検査法	◎			
	(1)試験管内抗原抗体反応				
	(2)生体内抗原抗体反応				
(3)標識抗体法					

(4)免疫化学的定量法				
(5)細胞性免疫機能検査				
4 学内実習	◎			
(1)免疫検査の基礎技術(検体採取と保存)				
(2)免疫化学的定量法				
(3)感染症の検査				
(4)炎症と炎症マーカーの検査				
(5)腫瘍と腫瘍マーカーの検査				
(6)免疫不全症の検査				
(7)アレルギー疾患の検査				
(8)自己免疫疾患の検査				
(9)免疫グロブリン異常症の検査				
(10)補体系の検査				
(11)細胞性免疫機能検査				
(12)食細胞機能検査				
(13)リンパ球サブセット検査				
(14)検査結果の解析と評価	◎			
5 臨地実習*	◎			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
遺伝子関連・染色体検査学 2単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 ゲノムの基礎	◎			
	(1)遺伝子の構造と機能				
	(2)DNAの複製				
	(3)遺伝情報の伝達と発現				
	(4)遺伝子と疾患				
	(5)ゲノム検査と倫理				
	2 染色体の基礎	◎			
	(1)染色体の構造と機能				
	(2)分類と命名法				
	(3)ヒトの染色体地図				
	(4)染色体異常と疾患				
	3 遺伝子検査法	◎			
	(1)遺伝子関連検査の種類				
	(2)検体の取扱い				
	(3)核酸抽出				
	(4)遺伝子増幅				
	(5)解析法				
	(6)精度管理				
	4 染色体検査法	◎			
	(1)細胞培養法				
	(2)標本作製法				
	(3)分染法				
	(4)核型分析				
	(5)FISH法				
	(6)精度管理				
	5 学内実習	◎			
(1)核酸の抽出					
(2)PCR法					
(3)リアルタイムPCR法					
(4)シーケンス法					
(5)シーケンス法の代替法					
(6)染色体検査					
(7)検査結果の解析と評価	◎				
6 臨地実習*					

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
輸血・移植検査 4単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 輸血療法・輸血検査と輸血用血液製	◎			
	(1)輸血療法				
	(2)輸血用血液製剤の種類と特性				
	(3)赤血球血液型と抗体				
	(4)白血球抗原				
	(5)血小板抗原				
	2 輸血検査法	◎			
	(1)血液型の検査				
	(2)赤血球不規則抗体とその検査				
	(3)自動機器による輸血検査(カラム凝集法を含む)				
	(4)血液媒介性感染症の検査				

(5)血小板抗体検査			
(6)輸血副作用・合併症			
(7)自己血輸血			
(8)輸血用血液製剤の保存と管理			
(9)輸血検査の精度管理			
3 母児免疫と検査	◎		
(1)血液型不適合妊娠とその検査			
4 臓器・細胞移植医療と免疫反応	◎		
(1)移植医療と移植免疫			
(2)造血幹細胞移植			
(3)細胞移植			
(4)臓器移植			
(5)その他の移植医療			
(6)拒絶反応とGVHD			
(7)免疫抑制療法と後天性免疫不全			
(8)細胞治療と再生医療			
5 臓器・細胞移植関連検査	◎		
(1)移植免疫検査			
(2)組織適合性検査、HLAタイピング検査(DNAタイピング)			
(3)細胞治療・造血幹細胞移植関連検査			
(4)臓器移植関連検査			
6 学内実習	◎		
(1)輸血検査の基本技術			
(2)赤血球血液型検査(ABO, RhD血液型検査)			
(3)不規則抗体検査			
(4)交差適合試験			
(5)直接抗グロブリン試験			
(6)抗体解離試験			
(7)その他の輸血関連検査			
(8)単核球・リンパ球の分離・調整法			
(9)HLAタイピング検査(DNAタイピング)			
(10)混合リンパ球培養試験			
(11)その他の移植関連検査			
(12)検査結果の解析と評価	◎		
7 臨地実習*	◎		

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
微生物検査学 6単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 細菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査	◎			
	(1)好気性、通性嫌気性グラム陽性球菌				
	(2)グラム陰性球菌、球桿菌				
	(3)通性嫌気性グラム陰性桿菌				
	(4)好気性グラム陰性桿菌				
	(5)微好気性グラム陰性らせん菌				
	(6)好気性、通性嫌気性グラム陽性桿菌				
	(7)偏性嫌気性菌				
	(8)放線菌				
	(9)抗酸菌				
	(10)マイコプラズマ				
	(11)リケッチア				
	(12)クラミジア				
	(13)スピロヘータ				
	(14)レプトスピラ				
	2 真菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査	◎			
	(1)真菌の分類				
	(2)酵母様真菌				
	(3)糸状菌				
	(4)二形性真菌				
	3 ウイルスの分類・病原性と検査法	◎			
	(1)ウイルスの構造と形態				
	(2)ウイルスの分類				
	(3)DNAウイルス				
	(4)RNAウイルス				
	(5)ウイルス検査法				
	4 学内実習	◎			
	(1)微生物学的検査の基本操作				
(2)染色法と顕微鏡検査					
(3)培養環境と培地					
(4)検査材料別検査法					
(5)細菌の鑑別と同定検査					

(6)薬剤感受性検査法			
(7)薬剤耐性菌と検査法			
(8)抗酸菌検査法			
(9)真菌検査法			
(10)遺伝子・蛋白検査法			
(11)迅速診断技術			
(12)精度管理とサーベイランス			
(13)検査結果の解析と評価	◎		
5 臨地実習 *	◎		

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
生理検査学 10単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 生理学的検査の役割と測定意義・安全対策・感染対策	◎			
	(1)検査の目的と技師の役割				
	(2)検査の注意事項				
	(3)患者の心理と対応	◎			
	(4)外来、病棟、手術室など医療現場における多様なニーズ	◎			
	(5)機器の構造と取扱い				
	(6)安全対策・感染対策・患者急変時の対応	◎			
	(7)手術室などでの生体情報モニタリング				
	2 循環器系の検査	◎			
	(1)心電図				
	(2)心音図				
	(3)脈管系検査				
	3 神経・筋系の検査	◎			
	(1)脳波				
	(2)筋電図				
	4 呼吸器系の検査	◎			
	(1)換気機能検査				
	(2)肺胞機能検査				
	(3)血液ガス・酸塩基平衡				
	5 超音波検査	◎			
	(1)超音波の性質				
	(2)臓器別の検査				
	(3)画像解析				
	6 聴力検査・味覚検査・嗅覚検査	◎			
	7 睡眠時無呼吸症候群検査	◎			
	8 学内実習	◎			
	(1)循環器系の検査				
	(2)神経・筋系の検査				
	(3)呼吸器系の検査				
	(4)超音波検査				
(5)聴力検査					
(6)味覚検査					
(7)嗅覚検査					
(8)検査結果の解析と評価	◎				
9 臨地実習 *	◎				

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
臨床検査総合管理学 6単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 臨床検査技師の役割と使命	◎			
	(1)臨床検査技師の業務				
	(2)臨床検査技師の歴史				
	(3)臨床検査技師と接遇				
	2 臨床検査技師の職業倫理と守秘義務	◎			
	(1)臨床検査の実施と職業倫理	◎			
	(2)臨床検査の守秘義務				
	(3)臨床検査の信頼性				
	3 臨床検査部門の業務と各種管理	◎			
	(1)検査体制と業務内容	◎			
	(2)臨床検査部門の組織と運営	◎			
	(3)臨床検査部門の機器管理と物品管	◎			
	(4)臨床検査部門の人事管理と安全管	◎			
	(5)臨床検査部門の情報管理	◎			
	(6)臨床検査部門の財務管理	◎			
	4 検体の取扱いと保存	◎			
	(1)血液 血清・血漿				
(2)尿					

(3)糞便				
(4)脳脊髄液				
(5)精液				
(6)組織・細胞				
(7)胃液・十二指腸液				
(8)喀痰				
(9)咽頭・鼻腔拭い液				
(10)皮膚・膿・口腔粘膜				
(11)穿刺液・分泌液				
(12)遺伝子				
5 検査の受付と報告	◎			
(1)検査受付				
(2)検査前処理				
(3)検査結果報告				
6 臨床検査の精度管理と品質保証	◎			
(1)精度管理	◎			
(2)精度管理法				
(3)測定誤差				
(4)単位				
(5)標準化				
(6)品質保証	◎			
7 予防医学と衛生検査所	◎			
(1)予防医学と健康診断	◎			
(2)衛生検査所(検診センター)の役割と業務	◎			
8 信頼性評価と認証制度	◎			
(1)技術評価				
(2)検査結果の評価				
(3)外部評価と認証制度	◎			
9 臨地実習*	◎			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
医療安全管理学 2単位 (臨地実習の単位については別に定める)	1 医療倫理・医療安全と患者急変時の対応	◎			
	(1)医療倫理	◎			
	(2)医療安全	◎			
	(3)感染管理	◎			
	(4)合併症と医療事故	◎			
	(5)患者急変時の対応	◎			
	(6)法的知識と責任範囲				
	2 各種採血法と注意事項・安全管理	◎			
	(1)採血時の安全管理	◎			
	(2)採血行為の範囲				
	(3)採血の種類				
	(4)採血に際しての注意事項	◎			
	(5)採血の部位と手段				
	(6)乳幼児の採血				
	3 微生物学的検査等における検体採取と注意事項・安全管理	◎			
	(1)皮膚表在組織病変部				
	(2)鼻腔拭い液				
	(3)咽頭拭い液				
	(4)鼻腔吸引液				
	4 学内実習	◎			
(1)採血	◎				
(2)皮膚表在組織病変部からの検体採	◎				
(3)鼻腔拭い液の採取	◎				
(4)咽頭拭い液の採取	◎				
(5)鼻腔吸引液の採取	◎				
5 臨地実習*	◎				

その他	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
臨地実習 12単位 (うち、1単位は養成施設における臨地実習前の)	I 養成施設において臨地実習前の技能修得到達度評価	◎			
	1 生理学的検査	◎			
	(1)標準12誘導心電図検査				
	(2)肺機能検査(スパイロメトリー)				
	2 形態に関する検査	◎			
(1)末梢血塗抹標本作製					
(2)末梢血塗抹標本の観察(白血球分					

<p>技能修得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等)を行う。実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行う。うち、3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行う。)</p>	2 形態に関する検査	
	(1)末梢血塗抹標本作製	
	(2)末梢血塗抹標本の観察(白血球分)	
	3 血液型判定	
	(1)ABO血液型検査	
	(2)RhD血液型検査	
	4 尿沈渣検査	◎
	(1)JCCLSの指針に基づく標準的手法による	
	(2)尿沈渣標本の作製	
	(3)鏡検法-顕微鏡操作	◎
	(4)鏡検法-鑑別とカウント	
	II 臨地実習において学生に実施させるべき行為等	
	1 生理学的検査	◎
	(1)標準12誘導心電図検査	◎
	(2)見学:ホルター心電図検査のための検査器具装着	◎
	(3)見学:負荷心電図検査	◎
	(4)肺機能検査(スパイロメトリー)	◎
	(5)見学:肺機能検査(スパイロメトリーを除く)	◎
	(6)見学:脳波検査	◎
	(7)見学:超音波検査(心臓、腹部)	◎
	(8)見学:足関節上腕血圧比(ABI)検査	◎
	2 検体検査	◎
	(1)血球計数検査	◎
	(2)血液塗抹標本作成と鏡検	◎
	(3)血栓・止血検査	
	(4)尿定性検査	◎
	(5)尿沈渣検査	
	(6)血液型検査	◎
	(7)交差適合試験	
	(8)不規則抗体検査	
	(9)培養・Gram染色検査	◎
	(10)同定・薬剤感受性試験	
	(11)見学:臓器切り出しと臓器写真撮影	◎
(12)見学:迅速標本作成から報告	◎	
(13)HE染色や特殊染色検査		
(14)病理標本観察		
(15)細胞診標本作成と鏡検		
(16)血液ガス分析検査		
(17)見学:精度管理(免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植	◎	
(18)見学:メンテナンス作業(免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査)	◎	
(19)見学:その他採血室業務(採血行為を除く)	◎	

指定科目の審査基準

1 告示で定める科目等の審査内容（告示第49号）

(1) 指定科目とその単位数について

次の表に記載の各科目において、審査基準以上の単位数となっているか審査する。

科目	審査基準	備考
病態学（新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）	20	臨地実習の単位については別に定める。
公衆衛生学	4	
医用工学概論	4	
血液検査学	4	臨地実習の単位については別に定める。
病理検査学	5	臨地実習の単位については別に定める。
尿・糞便等一般検査学	3	臨地実習の単位については別に定める。
生化学検査学	6	生化学検査学と免疫検査学を合わせて6単位とする。
免疫検査学		臨地実習の単位については別に定める。
遺伝子関連・染色体検査学	2	
輸血・移植検査学	4	臨地実習の単位については別に定める。
微生物検査学	6	臨地実習の単位については別に定める。
生理検査学	10	臨地実習の単位については別に定める。
臨床検査総合管理学	6	臨地実習の単位については別に定める。
医療安全管理学	2	臨地実習の単位については別に定める。

その他	審査基準	備考
臨地実習 ※各指定科目に含まれているもの	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1単位は臨地実習前に能修到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導）を行う。 ・ 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行う。 ・ 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行う。

(2) 単位の計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 科目毎の教育内容

様式5の教科内容対比表に記載した事項毎の、次の記号に基づいて審査する。

◎印 重要であり必ず教授すること。

無印 必ず教授する必要はないが、教授することが望ましい内容。

(4) 臨地実習で実習施設において行うこととなる内容

別紙8の臨地実習において学生に実施させるべき行為等に記載した事項を参照し、シラバス記載の授業計画に明示的に記載すること。

(5) 養成施設における臨地実習調整者の選任

臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上を専任配置していることがわかるよう、シラバス記載の授業計画に明示

別紙6

的に記載すること。

2 臨地実習施設を選定する上での確認事項

(1) 臨地実習内容

別紙8の臨地実習において学生に実施させるべき行為等に記載した事項を参照し、実習施設として利用する病院又は診療所が実施しているかを確認の上、選定を行うこと。また、臨地実習開始年度において、実習施設として利用する病院又は診療所で学生に実施させるべき行為等が行われていない場合には、他の実習施設を確認の上、調整により補うこと。

(2) 臨地実習内容

以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、実習施設として利用する病院又は診療所の選定を行うこと。

ただし、在宅医療で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこととする。

- 1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
- 2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。

3 臨地実習に臨む学生の臨地実習前の技能修得到達度評価の実施

別紙9「臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容(例)」を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認し、必要な指導を行う。

なお、技能修得到達度評価については、臨床検査技師の資格のない学生が一定の資質を備えた上で、臨地実習で行うこととなる行為を実施できるよう、養成施設において臨地実習に必要な技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を行うことを目的としているため、技能・態度が各養成施設で定める基準に満たない学生においては、必要な指導を行うことで質の向上を図っていただきたい。

4 指定科目の協議申請に関して

協議の申請は、対象年度学生のカリキュラムが開始される前年12月末日までに行うこと。

科目毎の教科内容

【臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第○条に規定する科目】

◎：必ず教授する内容

◎を除き（ ）の項目については講義・実習の参考例を示している

*臨地実習の単位については別に定める

指定科目	教科内容	審査基準
病態学 20 単位 （うち、8 単位は人体の構造と機能に関する科目とし、5 単位は臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目とする。臨地実習の単位については別に定める。）	<p>＜教育の目標＞</p> <p>各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査との関わりについて理解し、各種検査データから、患者の病態を把握、評価することにより、適切な検査データを提供することにより医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養う。</p> <p>（人体の構造と機能に関する科目）人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。</p> <p>（臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目）高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学習し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統的に把握、理解する。</p>	
※1 においては、新告示第 1 条は除く	I 臨床病態学 1 疾病の原因・症候と検査診断学 （1）疾病の原因 （2）疾病の症候 （3）疾病の経過と転帰 （4）検査診断学総論 （5）救急医療 （6）患者心理 2 臓器別疾病の原因・症候と検査診断学 （1）循環器疾患 （2）呼吸器疾患 （3）消化管疾患 （4）肝・胆・膵疾患 （5）感染症	◎ ◎ ◎ ◎

別紙 7

	<p>(6) 血液・造血器疾患 (7) アレルギー性疾患・膠原病・免疫病 (8) 腎・尿路・生殖器疾患 (9) 代謝・栄養障害 (10) 内分泌疾患 (11) 精神・神経疾患(認知症を含む) (12) 運動器疾患 (13) 感覚器疾患 (14) 皮膚疾患 (15) 乳腺疾患 (16) 中毒 (17) 染色体・遺伝子異常症</p> <p>3 臨地実習*</p> <p>(人体の構造と機能に関する科目)</p> <p>Ⅱ 解剖学</p> <p>1 人体の発生 2 細胞と組織 (1) 細胞の特徴 (2) 各組織の構造</p> <p>3 器官系統の解剖及び組織 (1) 骨格 (2) 筋 (3) 循環器 (4) 呼吸器 (5) 消化器 (6) 内分泌器 (7) 泌尿器 (8) 生殖器 (9) 神経 (10) 感覚器</p> <p>4 学内実習 (1) 人体又は人体模型による各部分の観察 (2) 正常組織の顕微鏡による観察</p> <p>Ⅲ 生理学</p> <p>1 生理機能 (1) 神経 (2) 筋 (3) 感覚 (4) 運動</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none">(5) 体液(6) 循環(7) 呼吸(8) 消化(9) 代謝・栄養(10) 排泄(11) 体温(12) 内分泌器系(13) 生殖(14) 防御機構	
	2 学内実習	
	<ul style="list-style-type: none">(1) 循環(2) 呼吸(3) 筋(4) 神経	
	IV 生化学	
	1 生体物質の構造と代謝	
	<ul style="list-style-type: none">(1) 糖質(2) たんぱく質(3) 脂質(4) 無機質(5) 酵素(6) ビタミン(7) ホルモン(8) 生体色素(9) 核酸	
	2 器官の生化学	
	<ul style="list-style-type: none">(1) 血液(2) 肺(3) 腎(4) 肝(5) 骨(6) 筋(7) その他の器官	
	3 遺伝の生化学	
	4 学内実習	
	<ul style="list-style-type: none">(1) 糖質(2) たんぱく質(3) 脂質(4) 無機質	

	<p>(5) 酵素 (6) その他(遺伝子)</p> <p>V 栄養学</p> <p>1 食事と栄養</p> <p>2 栄養素の働き</p> <p>(1) 糖質 (2) 脂質 (3) 蛋白質、アミノ酸 (4) ビタミン (5) ミネラル (6) 食物繊維 (7) 水</p> <p>3 食物の消化と栄養素の吸収・代謝</p> <p>(1) 食物の消化 (2) 栄養素の吸収 (3) 栄養素の代謝 (4) 栄養素の排泄</p> <p>4. 食事と食品</p> <p>(1) 食文化 (2) 食事摂取基準 (3) 食品と栄養素</p> <p>VI 薬理学</p> <p>1 薬の作用機序と生体内動態</p> <p>(1) 薬の作用機序 (2) 薬の生体内動態</p> <p>2 生理活性物質</p> <p>(1) 神経性アミノ酸 (2) 生理活性アミン (3) 生理活性ヌクレオチド・ヌクレオシド (4) 生理活性ペプチド (5) エイコサノイドとその他の脂質メディエーター (6) サイトカインとケモカイン (7) ビタミン</p> <p>3 生体内情報伝達機構とチャネル・トランスポーター</p> <p>(1) 細胞における情報の受容 (2) 細胞内情報伝達 (3) 遺伝子制御 (4) イオンチャネル (5) トランスポーター</p>	<p>◎</p> <p>◎※1</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

(臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目)

VII 病理学

1 器官・組織・細胞の病理学的変化

- (1) 病理学の概要
- (2) 物質代謝障害
- (3) 循環障害
- (4) 退行性病変
- (5) 炎症
- (6) 新生物

2 器官別各種疾患と病理学的変化

- (1) 循環器系
- (2) 呼吸器系
- (3) 消化器系
- (4) 内分泌系
- (5) 泌尿器系
- (6) 生殖器系
- (7) 造血器系
- (8) 神経系
- (9) 感覚器系
- (10) 運動器系
- (11) 皮膚系

3 学内実習

- (1) 固定
- (2) 脱灰
- (3) 包埋
- (4) 薄切
- (5) 染色

VIII 微生物学

1 微生物の分類・病原性と感染症

- (1) 微生物学の概要
- (2) 分類
- (3) 微細構造と機能
- (4) 遺伝子操作法
- (5) 変異と遺伝
- (6) 耐性と感受性
- (7) 化学療法剤
- (8) ワクチン
- (9) 感染と免疫
- (10) 滅菌と消毒

◎

◎

	<p>(11) 培養と培地</p> <p>2 学内実習</p> <p>(1) 消毒滅菌</p> <p>(2) 染色</p> <p>(3) 培地の作製</p> <p>(4) 培養</p> <p>(5) 菌検索</p> <p>Ⅸ 臨床栄養学</p> <p>1 ライフステージと栄養</p> <p>(1) 乳幼児期の栄養</p> <p>(2) 学童期・思春期・青年期の栄養</p> <p>(3) 成人期の栄養</p> <p>(4) 妊娠期・授乳期の栄養</p> <p>(5) 更年期の栄養</p> <p>(6) 高齢期の栄養</p> <p>2 疾患と栄養</p> <p>(1) 栄養サポートチーム</p> <p>(2) 栄養状態の評価と判定</p> <p>(3) 疾患・症状別食事療法</p> <p>(4) 病院食</p> <p>(5) 栄養補給法</p> <p>(6) 健康づくりと食生活</p> <p>X 病態薬理学</p> <p>1 薬物の動態と有効性・安全性</p> <p>(1) 臨床薬物動態学</p> <p>(2) 薬理遺伝学</p> <p>(3) 薬物相互作用</p> <p>(4) 薬の有効性と安全性</p> <p>(5) 薬物療法の個別化—TDM と薬物投与設計</p> <p>2 器官別薬理と作用機序</p> <p>(1) 神経系作用薬</p> <p>(2) 循環器作用薬</p> <p>(3) 泌尿器・生殖器作用薬</p> <p>(4) 免疫・アレルギー・炎症作用薬</p> <p>(5) 呼吸器作用薬</p> <p>(6) 消化器作用薬</p> <p>(7) 感覚器作用薬</p> <p>(8) ホルモン・内分泌系治療薬</p> <p>(9) 代謝系作用薬</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎※1</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

	<ul style="list-style-type: none">(10) 抗感染症薬(11) 抗悪性腫瘍薬(12) 抗認知症薬(13) その他 <p>3 薬物と臨床検査</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 臨床検査の測定値に影響を及ぼす薬物(2) 生理検査に影響を及ぼす薬物(3) 各種検査に用いられる薬剤 <p>XI 認知症の検査</p> <p>1 認知症検査の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 検査の注意事項(2) 患者の心理と対応 <p>2 認知機能の評価尺度</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総合的評価尺度(2) 記憶機能の評価尺度(3) 言語機能の評価尺度(4) 視空間認知機能の評価尺度(5) 前頭葉機能の評価尺度 <p>3 行動・心理症状の評価尺度</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総合的評価尺度(2) 行動症状の評価尺度(3) 心理症状の評価尺度 <p>4 検査結果の解析と評価</p>	◎
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

別紙7

	(10) 電気化学装置	
	2 各種臨床検査で使用する機器の原理・使用方法と注意事項	◎
	(1) 血液学的検査用機器	
	(2) 病理学的検査用機器	
	(3) 生化学的検査用機器	
	(4) 輸血・免疫学的検査用機器	
	(5) 微生物学的検査用機器	
	(6) 生理学的検査用機器	
	(7) 遺伝子関連・染色体検査用機器	
	Ⅲ 情報科学概論	◎
	1 情報の概念と情報収集・処理	◎
	(1) 情報の概念	
	(2) 情報収集と情報処理	
	(3) 電子計算機	
	2 医療・臨床検査と情報システム	◎
	(1) 臨床検査情報システム	
	(2) 病院情報システム	
	(3) 医療情報システム	
	3 コンピュータネットワーク	◎
	(1) ネットワークの構成	
	(2) 通信プロトコール	
	(3) ネットワークのセキュリティ	
	4 医療情報倫理と医療情報危機管理	◎
	(1) 個人情報保護	
	(2) 情報の秘匿・暗号	
	(3) 情報の一次利用と二次利用	

別紙7

	(4) 喀痰検査	
	(5) その他の検査	
	(6) 検査結果の解析と評価	◎
6	臨地実習*	◎
II	寄生虫学	◎
1	寄生虫の分類と疾患との関係	◎
	(1) 寄生虫症の疫学	
	(2) 寄生虫の生活と疾患	
	(3) 寄生虫の生殖と発育	
2	各種寄生虫の生態・鑑別と疾患との関係	◎
	(1) 線虫類	
	(2) 吸虫類	
	(3) 条虫類	
	(4) 原虫類	
	(5) 衛生動物	
3	寄生虫検査法	◎
	(1) 検査材料の採取と保存	
	(2) 糞便の検査	
	(3) 血液の検査	
	(4) その他の検査	
4	学内実習	◎
	(1) 検体の取扱方法	
	(2) 線虫類の検査	
	(3) 吸虫類の検査	
	(4) 条虫類の検査	
	(5) 原虫類の検査	
	(6) その他の検査	
	(7) 検査結果の解析と評価	◎
5	臨地実習*	◎

別紙 7

	<p>Ⅱ 放射性同位元素検査技術学</p> <p>1 放射性同位元素を用いた臨床検査</p> <p>(1) 放射能・放射線の性質</p> <p>(2) 放射線測定法</p> <p>(3) 検体検査法</p> <p>(4) 生体内検査法</p> <p>(5) 安全な取扱いと管理法</p> <p>(6) 関連法規</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

指定科目	教科内容	審査基準
<p>免疫検査学 (生化学検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める。)</p>	<p><教育の目標></p> <p>各種生体試料に含まれる成分について、免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。</p> <p>1 免疫の仕組みと生体防御</p> <p>(1) 免疫系による生体防御</p> <p>(2) 免疫担当器官、組織、細胞</p> <p>(3) 免疫の成立と調節</p> <p>(4) 抗原・抗体(免疫グロブリン)・補体</p> <p>2 免疫と疾患の関わり</p> <p>(1) 感染防御免疫</p> <p>(2) 腫瘍免疫</p> <p>(3) 免疫不全症</p> <p>(4) アレルギー疾患</p> <p>(5) 自己免疫疾患</p> <p>(6) 免疫グロブリン異常症</p> <p>3 免疫学的検査法</p> <p>(1) 試験管内抗原抗体反応</p> <p>(2) 生体内抗原抗体反応</p> <p>(3) 標識抗体法</p> <p>(4) 免疫化学的定量法</p> <p>(5) 細胞性免疫機能検査</p> <p>4 学内実習</p> <p>(1) 免疫検査の基礎技術(検体採取と保存)</p> <p>(2) 免疫化学的定量法</p> <p>(3) 感染症の検査</p> <p>(4) 炎症と炎症マーカーの検査</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

別紙7

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 腫瘍と腫瘍マーカーの検査 (6) 免疫不全症の検査 (7) アレルギー疾患の検査 (8) 自己免疫疾患の検査 (9) 免疫グロブリン異常症の検査 (10) 補体系の検査 (11) 細胞性免疫機能検査 (12) 食細胞機能検査 (13) リンパ球サブセット検査 (14) 検査結果の解析と評価 <p>5 臨地実習*</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

指定科目	教科内容	審査基準
<p>遺伝子関連・染色体検査学 2単位 (臨地実習の単位については別に定める。)</p>	<p><教育の目標> 遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ゲノムの基礎 <ul style="list-style-type: none"> (1) 遺伝子の構造と機能 (2) DNA の複製 (3) 遺伝情報の伝達と発現 (4) 遺伝子と疾患 (5) ゲノム検査と倫理 2 染色体の基礎 <ul style="list-style-type: none"> (1) 染色体の構造と機能 (2) 分類と命名法 (3) ヒトの染色体地図 (4) 染色体異常と疾患 3 遺伝子検査法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 遺伝子関連検査の種類 (2) 検体の取扱い (3) 核酸抽出 (4) 遺伝子増幅 (5) 解析法 (6) 精度管理 4 染色体検査法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 細胞培養法 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

別紙 7

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 標本作製法 (3) 分染法 (4) 核型分析 (5) FISH 法 (6) 精度管理 	
	<p>5 学内実習</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核酸の抽出 (2) PCR 法 (3) リアルタイム PCR 法 (4) シーケンス法 (5) シーケンス法の代替法 (6) 染色体検査 (7) 検査結果の解析と評価 	◎
	<p>6 臨地実習*</p>	◎

指定科目	教科内容	審査基準
輸血・移植検査学4単位 (臨地実習の単位については別に定める。)	<p><教育の目標></p> <p>病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 輸血療法・輸血検査と輸血用血液製剤 <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸血療法 (2) 輸血用血液製剤の種類と特性 (3) 赤血球血液型と抗体 (4) 白血球抗原 (5) 血小板抗原 2 輸血検査法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 血液型の検査 (2) 赤血球不規則抗体とその検査 (3) 自動機器による輸血検査(カラム凝集法を含む) (4) 血液媒介性感染症の検査 (5) 血小板抗体検査 (6) 輸血副作用・合併症 (7) 自己血輸血 (8) 輸血用血液製剤の保存と管理 (9) 輸血検査の精度管理 3 母児免疫と検査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 血液型不適合妊娠とその検査 4 臓器・細胞移植医療と免疫反応 	◎
		◎
		◎
		◎

指定科目	教科内容	審査基準
微生物検査学 6単位 (臨地実習の 単位につい ては別に定 める。)	<p>＜教育の目標＞</p> <p>微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 細菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 好気性、通性嫌気性グラム陽性球菌 (2) グラム陰性球菌、球桿菌 (3) 通性嫌気性グラム陰性桿菌 (4) 好気性グラム陰性桿菌 (5) 微好気性グラム陰性らせん菌 (6) 好気性、通性嫌気性グラム陽性桿菌 (7) 偏性嫌気性菌 (8) 放線菌 (9) 抗酸菌 (10) マイコプラズマ (11) リケッチア (12) クラミジア (13) スピロヘータ (14) レプトスピラ 2 真菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 真菌の分類 (2) 酵母様真菌 (3) 糸状菌 (4) 二形性真菌 3 ウイルスの分類・病原性と検査法 <ol style="list-style-type: none"> (1) ウイルスの構造と形態 (2) ウイルスの分類 (3) DNA ウイルス (4) RNA ウイルス (5) ウイルス検査法 4 学内実習 <ol style="list-style-type: none"> (1) 微生物学的検査の基本操作 (2) 染色法と顕微鏡検査 (3) 培養環境と培地 (4) 検査材料別検査法 (5) 細菌の鑑別と同定検査 (6) 薬剤感受性検査法 (7) 薬剤耐性菌と検査法 (8) 抗酸菌検査法 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

別紙 7

	7 睡眠時無呼吸症候群検査	◎
	8 学内実習	◎
	(1) 循環器系の検査	
	(2) 神経・筋系の検査	
	(3) 呼吸器系の検査	
	(4) 超音波検査	
	(5) 聴力検査	
	(6) 味覚検査	
	(7) 嗅覚検査	
	(8) 検査結果の解析と評価	◎
	9 臨地実習*	◎

指定科目	教科内容	審査基準
臨床検査総合 管理学 6単位 (臨地実習の 単位につい ては別に定 める。)	<p><教育の目標></p> <p>医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を習得するとともに、職業倫理を高める。また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性と衛生検査所（検診センター）の役割と業務について理解を深めるとともに、臨床検査室および衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。</p>	
	1 臨床検査技師の役割と使命	◎
	(1) 臨床検査技師の業務	
	(2) 臨床検査技師の歴史	
	(3) 臨床検査技師と接遇	
	2 臨床検査技師の職業倫理と守秘義務	◎
	(1) 臨床検査の実施と職業倫理	◎
	(2) 臨床検査の守秘義務	
	(3) 臨床検査の信頼性	
	3 臨床検査部門の業務と各種管理	◎
	(1) 検査体制と業務内容	◎
	(2) 臨床検査部門の組織と運営	◎
	(3) 臨床検査部門の機器管理と物品管理	◎
	(4) 臨床検査部門の人事管理と安全管理	◎
	(5) 臨床検査部門の情報管理	◎
	(6) 臨床検査部門の財務管理	◎
	4 検体の取扱いと保存	◎
	(1) 血液 血清・血漿	
	(2) 尿	

別紙7

	(3) 糞便	
	(4) 脳脊髄液	
	(5) 精液	
	(6) 組織・細胞	
	(7) 胃液・十二指腸液	
	(8) 喀痰	
	(9) 咽頭・鼻腔拭い液	
	(10) 皮膚・膿・口腔粘膜	
	(11) 穿刺液・分泌液・	
	(12) 遺伝子	
5	検査の受付と報告	◎
	(1) 検査受付	
	(2) 検査前処理	
	(3) 検査結果報告	
6	臨床検査の精度管理と品質保証	◎
	(1) 精度管理	◎
	(2) 精度管理法	
	(3) 測定誤差	
	(4) 単位	
	(5) 標準化	
	(6) 品質保証	◎
7	予防医学と衛生検査所	◎
	(1) 予防医学と健康診断	◎
	(2) 衛生検査所(検診センター)の役割と業務	◎
8	信頼性評価と認証制度	◎
	(1) 技術評価	
	(2) 検査結果の評価	
	(3) 外部評価と認証制度	◎
9	臨地実習*	◎

別紙7

<臨地実習に関する事項>

I 臨地実習の内容

1 単位数：12単位

- (1) 1単位は臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）を行うこと。
- (2) 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこと。
- (3) 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

- 2 実習内容：臨床検査技師学校養成所指定規則で定める臨地実習において学生に実施させる行為を必須とすること。また、指導ガイドラインで定める臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為を参考とすること。

II 臨地実習施設における臨地実習指導者の配置

- 1 臨地実習施設：養成施設は、以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。ただし、在宅医療で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこととする。

- (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
- (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。

III 養成施設における臨地実習調整者の配置

- 1 養成施設：養成施設は、臨地実習の質の向上を図るため、臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること

IV 臨地実習に臨む学生の臨地実習前の技能修得到達度評価の実施

- 1 評価内容：指定規則で定める臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認し、必要な指導を行うこと。

臨地実習において学生に実施させるべき行為等

表 1 臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為

分類	臨地実習において必ず実施させる行為	臨地実習において必ず見学させる行為
生理学的検査	標準 1 2 誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く） 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比（ABI）検査
検体検査	血球計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram 染色検査	精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器切り出しと臓器写真撮影 迅速標本作成から報告
その他		検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（NST, ICT, 糖尿病療養指導） 検体採取

備考

- 1 臨床検査技師の資格を有しない学生が臨地実習中に上記行為を実施した場合は、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

別紙 8

表 2 臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE 染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務（採血行為を除く）

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

医政発 0331 第 80 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

2 文科高第 1340 号
医政発 0331 第 79 号
令和 3 年 3 月 31 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号) については、別紙のとおり令和 3 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。) 第 2 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、別表に定める教育内容を行うものであることとしている。

今般、チーム医療の推進による臨床検査技師の役割の拡大や検査機器の高度化など、臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 2 年 4 月に報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、

- ・ 教育内容の見直しを行うとともに、総単位数を現行の 95 単位から 102 単
位に引き上げること
 - ・ 臨地実習において必ず実施又は見学させる行為を明確に定めること
- 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を
行った。

2、改正の概要

「別表」を「別表第 1」に改正し、教育内容及び単位数を以下のように改正
する。

改正前			改正後		
	教育内容	単位数		教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活			人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	専門基礎分野	人体の構造と機能	8
	医学検査の基礎と その疾病との関連	5		臨床検査の基礎と その疾病との関連	5
	保健医療福祉と医 学検査	4		保健医療福祉と臨 床検査	4
	医療工学及び情報 科学	4		医療工学及び医療 情報	4
専門分野	臨床病態学	6	専門分野	病態学	7
	形態検査学	9		血液学的検査	4
	生物化学分析検査 学	11		病理学的検査	5
				尿・糞便等一般検査	3
	病因・生体防御検 査学	10		生化学的検査・免疫 学的検査	6
				遺伝子関連・染色体 検査	2
生理機能検査学	9	輸血・移植検査	4		
		微生物学的検査	6		
			生理学的検査	10	

	検査総合管理学	<u>7</u>
	医療安全管理学	<u>1</u>
	臨地実習	<u>7</u>
	合計	<u>95</u>

	臨床検査総合管理	<u>6</u>
	医療安全管理	<u>2</u>
	臨地実習	<u>12</u>
	合計	<u>102</u>

別表第1の臨地実習の備考として以下の内容を追加する。

- ・ 1単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導（技能実習到達度評価）を行うこと。
- ・ 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

なお、新カリキュラムに従い臨地実習を行う学生を指導する臨地実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、「臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針について」（令和3年3月〇日付け厚生労働省医政局長通知）において厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であることとする。

ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、必ずしも医師が行う訳ではなく、看護師だけで行う場面も多いことから、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこととする。

「別表第2」を新設し、臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を下記のとおり定め、これらを臨地実習において必ず実施又は見学させることを指定規則第二条に定める基準として新たに追加する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度検査等を実施した上で臨床に提供すること。
- ・ 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

実習	実施させる行為	見学させる行為
生理学的検査に関する実習	標準 12 誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く。） 脳波検査 負荷心電図検査

		超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比検査
検体検査に関する実習	血球計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram 染色検査	精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告
その他の実習		検査前の患者への説明（検査手順を含む。） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取

その他所要の改正を行う。

3、施行期日

令和3年4月1日

以上



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七三三)
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七三四)

〔府 令〕

○内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一〇)
○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一二)
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同一三)

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業三)

○経済産業省関係総合特別区域法第五十二条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・経済産業一)

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令(同一二)

○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令(同一三)

〔復興庁令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令
(復興庁一)

〔復興庁令・省令〕

○国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令
(復興庁・国土交通一)

〔省 令〕

○郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務二九)
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一〇)

○令和二年度から令和六年度までににおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十二条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

○法務省聴聞規則の一部を改正する省令(法務一八)

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令(財務一一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)

○科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一六)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働一)

○臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一二)

○歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一三)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令
(文部科学・経済産業一)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
(文部科学・経済産業一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六四)

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同一六五)

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同一六六)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同一六七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらし」は、三ページに掲載されています。

備考	一・二 (略)	放射線安全管理学 医療安全管理学 実践臨床画像学 臨床実習	計	百二
				十二

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

備考	一・二 (略)	放射線安全管理学 医療安全管理学 (新設) 臨床実習	計	九十五
				十

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号、以下「法」という。）第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号、以下「令」という。）第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行った診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 新規則表第一に定める教育の内容について、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項（令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日とその効力を生ずる。

○文部科学省令第二号

厚生労働省令第二号
臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和三年三月三十一日

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

（傍線部分は改正部分）

（指定基準） 第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	（指定基準） 第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
 四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
 四 別表に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人間の構造と機能	十四	
専門基礎分野	臨床検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と臨床検査 医療工学及び医療情報	八 五 四 四	
専門分野	病態学 血液学的検査 病理学的検査 尿・糞便等一般検査 生化学的検査・免疫学的検査 遺伝子関連・染色体検査 輸血・移植検査 微生物学的検査 生理学的検査 臨床検査総合管理 医療安全管理 臨地実習	七 四 五 三 六 二 四 六 十 六 二 二 十二	一単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を行うこと。

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活	人間の構造と機能	十四	
専門基礎分野	医学検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と医学検査 医療工学及び情報科学	八 五 四 四	
専門分野	臨床病態学 形態検査学 (新設) 生物化学分析検査学 (新設) (新設) (新設) 病因・生体防御検査学 (新設) 生理機能検査学 検査総合管理学 医療安全管理学 臨地実習	六 九 十一 十 九 七 一 七 七 七	実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。

検体検査に関する実習 血液塗抹標本作成と鏡検尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査	生理学的検査に関する実習 標準十二誘導心電図検査肺機能検査 (スパイロメトリー)	実施させる行為	見学させる行為 ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査(スパイロメトリーを除く) 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査(心臓、腹部) 足関節上腕血圧比検査 精度管理(免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査)	合計	備考 一・二 (略) 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十二単位以上及び臨地実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十五単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 別表第二(第二条関係)
				百二	

検体検査に関する実習 血液塗抹標本作成と鏡検尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査	生理学的検査に関する実習 標準十二誘導心電図検査肺機能検査 (スパイロメトリー)	実施させる行為	見学させる行為 ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査(スパイロメトリーを除く) 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査(心臓、腹部) 足関節上腕血圧比検査 精度管理(免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査)	合計	備考 一・二 (略) 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 (新設)
				九十五	

その他の実習	<p>メンテナンス作業(免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査)</p> <p>臓器の切り出し及び写真撮影</p> <p>標本作成及びその報告</p> <p>検査前の患者への説明(検査手順を含む)</p> <p>チーム医療(栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導)</p> <p>検体採取</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則(以下「新規則」という)第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容については、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百二十六号。以下「令」という)第十条第一項の指定又は令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む)次項において同じ)の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省 厚生労働省 令第三号

歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和三年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 学生又は生徒の定員は、一学級三十人以内であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。</p> <p>六、九 (略)</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。</p> <p>六、九 (略)</p>

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

医政発 0331 第 86 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

令和3年3月31日
医政発0331第85号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて

臨床検査技師学校養成所指定規則については、平成12年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、臨床検査技師に求められる役割や知識等は変化してきた。これら臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和2年4月8日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、必ず実施させる行為、必ず見学させる行為、実施することが望ましい行為の3区分として個別具体的な行為が検討され、臨地実習の質を底上げする取組みが図られたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、2022年（令和4年）4月1日から適用することとし、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第27号都道府県知事宛本職通知）は、2022年（令和4年）4月1日をもって廃止する。

[別紙]

臨床検査技師養成所指導ガイドライン

1 設置計画書に関する事項

臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書）をその設置予定地（学生の定員を増加しようとする場合は養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

- (1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 養成所の名称
- (3) 位置
- (4) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (5) 入学予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (6) 長の氏名及び履歴
- (7) 収支予算及び向う2年間の財政計画

2 一般的事項

- (1) 臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の3か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれにあてることができること。
- (3) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
- (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（以下、「実習調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 授業の方法は対面授業によるものとする。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
- (4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、

当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(6) 1の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下であること。

ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）に当たっては、別表3を参照すること。

6 臨地実習に関する事項

(1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度とすること。

(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。

7 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室の広さは、学則に定める入学定員の定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備すること。

(5) 教育上必要な機械器具及び標本は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

8 その他

(1) 入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生または父兄から寄附金その他の

名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第6条第1項の報告は確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

9 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表1

教育内容と教育目標

	教育内容	単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。
	人間と生活・社会の理解		被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。

	臨床検査の基礎とその 疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を 実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術 及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を 学修し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われ る臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統 的に把握、理解する。
	保健医療福祉と臨床検 査	4	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師と して、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステム や多職種連携について学修し、疫学的分析法の理論 と技術及び臨床検査との関連について理解するとと もに、医療チームの一員としての自覚を養う。
	医療工学及び医療情報	4	医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安 全性対策を理解・実践できる能力を養うとともに、 医療情報科学の理論と実際を修得する。
専門 分野	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査 との関わりについて理解し、各種検査データから、 患者の病態を把握、評価することにより、適切な検 査データを提供することにより医療チームの一員と して臨床に対して支援する能力を養う。
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査につい て、血液学的検査の観点からの知識と技術を修得 し、結果の解析と評価について学修する。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査につい て、病理学的検査の観点からの知識と技術を修得 し、結果の解析と評価について学修する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び寄生虫学とその検査について学 び、各種生体試料について、尿・糞便等一般検査の

		観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
遺伝子関連・染色体検査	2	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
微生物学的検査	6	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
生理学的検査	10	<p>人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。</p> <p>また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。</p>
臨床検査総合管理	6	<p>医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。</p> <p>また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性、衛生検査所（検診センター）の役割と業務について理解を深めるとともに、臨床検査室および</p>

		衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の際の要因分析とその対策について学ぶ。
臨地実習	12	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。
合計	102	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	遠心機	6
	冷却遠心機	1
	電気冷蔵庫	2
	冷凍庫（ディープフリーザー）	1
	恒温装置	4
	乾燥器	2
	純水製造装置	1
	検査器具洗浄器	4
	気圧計	1

		数取り器	適当数
		写真用器具一式	1
		ストップウォッチ	適当数
		攪拌装置 (マグネチックスターラ)	4
		採血セット一式	適当数
		舌圧子一式	適当数
		口腔・鼻腔吸引器具とチューブ一式	適当数
		検体採取用ブラシ一式	適当数
		イオンメーター (pH計を含む)	4
		微量分注装置 (マイクロピペット)	適当数
		天びん (電子天びんも含む)	6
		プロジェクター (スライド、OHP、ビデオ方式を含む)	2
専門基礎分野	医療工学及び情報科学	電気回路実験装置	1
		増幅素子実験装置	1
		医用増幅装置 (ポリグラフも可)	1
		電気回路試験器 (テスト)	4
		パーソナルコンピュータ	2人に1台以上
専門分野	血液学的検査/病理学的検査	双眼顕微鏡	2人に1台以上
		複双眼顕微鏡 (教育用顕微鏡)	1
		顕微投影機 (顕微テレビも可)	1
		蛍光顕微鏡	1
		実体顕微鏡	2
		顕微鏡用位相差装置	2
		偏光装置	2
		測微装置	2
		写真撮影装置	1
		滑走式マイクロトーム	4
			*凍結切片用マイクロトーム

	(クリオスタットを含む)	
	*連続切片用マイクローム	1
	パラフィン溶融器	1
	切片伸展器	2
	*電気脱灰装置	1
	*自動包埋装置	1
	*電子顕微鏡標本作製装置	1
	*血液像自動分類装置	1
	自動血球計数装置	1
	血球計算器具	適当数
尿・糞便等一般検査 /生化学的検査・免疫学的検査/遺伝子関連・染色体検査	たん白屈折計	4
	尿比重計	適当数
	*液体クロマトグラフ装置 (高速液体クロマトグラフを含む)	1
	分光光度計	6
	酵素反応速度装置	1
	電気泳動装置	4
	自記濃度計 (デンシトメータ)	1
	紫斑計	1
	赤沈測定装置	1
	ヘマトクリット用遠心機	2
	*血液ガス分析装置	1
	*ガスクロマトグラフ	1
	*特殊分光光度計 (蛍光、赤外等)	1
	*自動生化学分析装置	1
	*血液凝固機能検査装置	1
	*電解質測定装置 (炎光光度計を含む)	1
	*血小板凝集測定装置	1
	遺伝子増幅用恒温槽	1

	核酸検出装置	1
	* 浸透圧計	1
輸血・移植検査/微生物学的検査	高压蒸気滅菌器	2
	乾熱滅菌器	1
	煮沸消毒器	2
	ふ卵器	2
	集落計算盤	2
	嫌気性培養器	2
	細菌濾過装置	1
	低温恒温器	1
	血液型判定用加温観察箱	4
	水平振とう器	4
	マイクロタイター一式	適当数
	* 薬剤感受性測定装置	1
	* 自動菌種同定装置	1
	マイクロプレート用リーダー	1
	マイクロプレート用ウォッシャー	1
	* 自動血球洗浄器	1
	* フローサイトメーター	1
生理学的検査	心電計	4
	心電・心音・脈波計	1
	脳波計	1
	超音波検査装置	2
	呼吸機能検査装置	2
	* 筋電計	1
	* 聴力検査装置	1
	* 眼底写真撮影装置	1
	* 誘発電位検査装置	1
	* 熱画像検査装置	1

		* 磁気共鳴画像検査装置	1
		* 眼振電図計測装置	1
		* 重心動揺計測装置	1
		* 経皮的血液ガス分圧測定装置	1
		電気味覚計	1
		血圧計	1
		聴診器	2
標本及び模型	病理組織学的標本及び模型		適当数
	寄生虫・原虫・衛生動物の標本の模型		適当数
	人体模型		1
	人体骨格模型		1
	人体内臓模型一式（鼻・口腔・咽頭部、下部消化管を含む）		1
	採血静注模型（電動式シミュレータ）		適当数

備考 *を付けたものについては、養成所あるいは実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

別表 3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
		異常心電図の判読ができる
	肺機能検査（スパイロメトリー）	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目（性別、年齢、身長など）を説明できる

		<p>フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる</p> <p>VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている</p> <p>FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている</p> <p>FVC 測定時に最大吸気流量を確認している</p> <p>数値結果を正しく評価できる</p> <p>フローボリューム曲線を正しく評価できる</p>
形態に関する検査	末梢血塗抹標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察 (白血球分画)	<p>普通染色 (ライト染色等) ができる</p> <p>普通染色した標本を用いて白血球を分類 (白血球6分類) ができる</p>
血液型判定	ABO 血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド (ガラス) 法によるオモテ検査を正しく実施できる
		試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる
	RhD 血液型検査	オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
		RhD 血液型検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド (ガラス) 法を正しく実施できる
		必要に応じて D 陰性確認試験を実施できる
		D 陰性確認試験の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLS の指針に基づく標準的手法による	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる
	尿沈渣標本の作製	分注量を理解している
		沈渣成分を分離できる
		適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる
		スライドガラスに必要情報を記入することができる
		スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる
		空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる
		染色液を選択することができる
		1 枚のスライドガラスに無染と染色の両標本を作製することができる
	10 分程度で標本を作製することができる	
	鏡検法-顕微鏡操作	弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる
		コンデンサ絞りを調整することができる
		標本をステージ上で移動することができる
鏡検法-鑑別とカウント	代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる	
	カウント結果を表すことができる	

		結果から主な病態を推定できる
--	--	----------------

別表 4

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE 染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務（採血行為を除く）

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。

(別添)

新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">臨床検査技師養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 教員に関する事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者(以下、「実習調整者」という。)として、専任教員から1名以上配置すること。</u></p> <p>5 授業に関する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等)に当たっては、別表3を参照すること。</u></p> <p>6 臨地実習に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表1</p> <p>教育内容と教育目標</p>	<p style="text-align: center;">臨床検査技師養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 教員に関する事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 授業に関する事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨地実習については、<u>1単位を45時間の実習をもって計算することとし、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 臨地実習に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者として5年以上の実務経験、業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表1</p> <p>教育内容と教育目標</p>

	教育内容	単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。
	人間と生活・社会の理解		被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。
	臨床検査の基礎とその疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学修し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統的に把握、理解する。
	保健医療福祉と臨床検査	4	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種連携について学修し、疫学的分析法の理論

	教育内容	単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。
	人間と生活		生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。 また、微生物学的検査、味覚検査、嗅覚検査に対応して、解剖及び薬理について、系統立てて理解する。
	医学検査の基礎とその疾病との関連	5	医学・医療における検査の基礎を学習し、疾病の成因を系統的に把握、理解する。
	保健医療福祉と医学検査	4	保健・医療・福祉の制度を理解し、予防医学と検査の関連並びに疫学的分析法の理論と技術を学び、医療チームの一員としての自覚を養う。

			と技術及び臨床検査との関連について理解するとともに、医療チームの一員としての自覚を養う。
	医療工学及び医療情報	(略)	(略)
専門分野	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査との関わりについて理解し、各種検査データから、患者の病態を把握、評価することにより、適切な検査データを提供することにより医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養う。
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、血液学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、病理学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び寄生虫学とその検査について学び、各種生体試料について、尿・糞便等一般検査の観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修

	医療工学及び情報科学	(略)	(略)
専門分野	臨床病態学	6	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と医学検査との関わりについて理解・評価し、臨床に対して支援する能力を養う。
	形態検査学	9	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査についての知識と技術を習得し、結果の解析と評価について学習する。
	生物化学分析検査学	11	各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子解析等を含む生物化学的分析の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。

		する。
遺伝子関連・染色体検査	2	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
微生物学的検査	6	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	6	医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。 また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性と衛生検査所（検診センター）の役割と業務に

病因・生体防御検査学	10	病因・生体防御の仕組みを理解し、感染・免疫・遺伝子・輸血・移植に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。
生理機能検査学	9	生体からの生理機能情報を収集するための理論と実際について習得し、結果の解析と評価について学習する。また、検査時の急変の対応についても学ぶ。
検査総合管理学	7	医療機関等における医学検査の意義を理解し、総合的精度管理及び機器・情報・運営・安全に関する管理法を習得するとともに、職業倫理を高める。

		ついて理解を深めるとともに、臨床検査室および衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生 の要因分析とその対策について学ぶ。
臨地実習	12	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。
合計	102	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	(略)	(略)
	舌圧子一式	適当数
	口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適当数

医療安全管理学	1	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
臨地実習	7	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の運営に関する知識を習得し、被験者との適切な対応を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。
合計	95	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

		検体採取用ブラシ式	適当数
専門基礎分野	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
	医療工学及び情報科学	(略)	(略)
専門分野	血液学的検査/病理学的検査	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)
		自動血球計数装置	1
	血球計算器具	適当数	
	尿・糞便等一般検査/生	(略)	(略)
	化学的検査・免疫学的検査/遺伝子関連・染色	(削除)	(削除)
体検査	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	
輸血・移植検査/微生物	(略)	(略)	

		(新設)	(新設)	
専門基礎分野	保健医療福祉と医学検査	ガス検知装置	1	
		集塵計	1	
		騒音計	1	
		照度計	1	
		水質検査装置	1	
	医療工学及び情報科学	(略)	(略)	
専門分野	形態検査学	(略)	(略)	
		暗視野装置	4	
		舌圧子一式	適当数	
		口腔・鼻腔吸引器具とチューブ一式	適当数	
		検体採取用ブラシ式	適当数	
		電気味覚計	1	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		生物化学分析検査学	(略)	(略)
			薄層クロマトグラフ装置	適当数
	血圧計		2	
聴診器	2			
自動血球計数装置	1			
病因・生体防御検査学	血球計算器具	適当数		
	*放射性同位元素計測装置	1		
	(略)	(略)		

学的検査		
生理学的検査	(略)	(略)
	電気味覚計	1
	血圧計	1
	聴診器	2
標本及び模型	(略)	(略)

備考 (略)

別表 3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容 (例)

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
		異常心電図の判読ができる
	肺機能検査 (スパイロメトリー)	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目 (性別、年齢、身長など) を説明できる
		フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる
		VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている
		FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている
		FVC 測定時に最大吸気流量を確認している

生理機能検査学	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
標本及び模型	(略)	(略)

備考 (略)

(新設)

		数値結果を正しく評価できる
		フローボリューム曲線を正しく評価できる
形態に関する検査	末梢血塗抹標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察(白血球分画)	普通染色(ライト染色等)ができる 普通染色した標本を用いて白血球を分類(白血球6分類)できる
血液型判定	ABO血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド(ガラス)法によるオモテ検査を正しく実施できる
	RhD血液型検査	試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる
		オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLSの指針に基づく標準的手法による	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる
	尿沈渣標本の作製	分注量を理解している
		沈渣成分を分離できる
		適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる
		スライドガラスに必要情報を記入することができる
		スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる
		空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる
		染色液を選択することができる
	鏡検法-顕微鏡操作	1枚のスライドガラスに無染と染色の両標本作製することができる
		10分程度で標本作製することができる
		弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる
	鏡検法-鑑別とカウント	コンデンサ絞りを調整することができる
		標本をステージ上で移動することができる
代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる		
	カウント結果を表することができる	
	結果から主な病態を推定できる	

別表4

(新設)

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務（採血行為を除く）

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。

令和3年3月31日

○ 本Q & Aについて

科目承認校が従う臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和62年厚生省告示第21号）及び、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和62年厚生省告示第22号）に規定する科目については、昭和62年に見直しが行われ、指定校が従う臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）については、平成12年にカリキュラムの弾力化等による見直しが行われました。

以降、平成27年の業務範囲の見直しによる上記関係法令への関係科目の追加を除き、大きな改正は行われませんでした。この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大、検査機器の高度化等により、臨床検査技師に求められる役割や知識等は変化してきました。このような状況を踏まえ、質の高い臨床検査技師を育成するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和2年4月8日に報告書を取りまとめました。

本報告書を踏まえ、令和2年12月23日に臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「施行令」という。）、指定規則、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（令和3年厚生労働省告示第49号。以下「告示で定める科目」という。）を改正し、また、臨床検査技師養成所指導ガイドライン（令和3年3月31日医政発0331号第85号厚生労働省医政局長通知。以下「指導ガイドライン」という。）を定めました。

本Q & Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したので、下記の事項にご留意願います。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	2
【2. 告示で定める科目とその審査基準の見直しについて】	4
【3. 臨地実習の在り方について】	5
【4. その他】	8

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 教育内容と教育目標及びその単位数について

問1－指定規則の見直し内容により、教育内容欄に「血液学的検査」など、「〇〇学的」という用語が用いられることとなったが、その趣旨及び「的」の示す内容は何か。また、省令で使用している「〇〇学的」という表現を、告示で定める科目の名称で用いていないのは何故か。

(答) 今回の見直しに当たって、使用する用語を統一してわかりやすくする観点から、指定規則で定める教育内容について、臨床検査技師の業務内容として臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）で規定する検体検査の名称にあわせ変更した。また、告示で定める科目における科目の名称については、上記の観点を踏まえつつ、学問名にすることで「学」が重複しないよう名称を定めた。

問2－臨地実習を受ける学生について、技能修得に大きなばらつきがあると感じているが、臨地実習の履修単位数を増やすことと同時に、何か対応はしているのか。

(答) これまでは施行令第18条で定める受験資格の区分ごとに、各学校養成所が必修として教授すべき内容や単位数に違いがあったが、今回の改正において、各養成ルートにおいて修得する知識や技能の水準の統一が図られるよう、臨地実習において実施すべき行為等を見直した。また、臨地実習を行う前に、学生が一定の資質を備えていることを確認するため、技能修得到達度評価を行うこととした。

問3－臨地実習で1単位は技能修得到達度評価を行うこととあるが、テストのみでも1単位として扱うことができるのか。

(答) 技能修得到達度評価は、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を目的としており、技術・知識の到達度を確認する上でのポイントや評価法等の指導、シミュレーション実習の実施指導等の実施が含まれる。このため、テストのみを行うことは想定していない。

問4－臨地実習12単位中の1単位は臨地実習前の技能修得到達度評価とあるが、臨地実習前の技能修得到達度評価を2単位分行ったら、臨地実習は10単位で良いのか。

(答) 教育の内容は定めるもの以上であることを求めており、臨地実習前の技能修得到達度評価1単位を超えて実施した場合においても、11単位は臨地実習に充てること。

○ 臨地実習の1単位の時間数について

問5－養成施設において臨地実習前の技能修得到達度評価を1単位行うことを必修とすることが追加されたが、単位時間の考え方については臨地実習と同様（30～45時間）でよいのか。学生一人毎に実施する必要があるのか。

(答) 単位時間の考え方については貴見のとおり。講義・実習・評価時間は1人の学生の時間でなく、1学級毎にカウントすること。

問6－臨地実習は、自己学修と臨地実習施設での実習を合わせた時間となるのか。また、自己学修の時間を含めても良いのであれば、どの程度の時間を許容して良いのか。

(答) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間は、30～45時間の範囲で定めることとしている。そのため、授業時間外に必要な学修等と判断できる自己学修を行った場合については、1単位当たり15時間までの範囲で、授業時間に換算して差し支えない。

【2. 告示で定める科目とその審査基準の見直しについて】

○ 告示で定める科目等について

問7－医動物は重要な感染症の原因の一つであり、その特徴や検査診断に関して学ぶ必要があるが、告示で定める科目から除いたのはなぜか。

(答) 告示で定める科目については、問1の回答のとおり、法及び指定規則で規定する検体検査の名称に平仄をあわせたところであるが、国際標準分類であるIS015189の運用等による区分において、医動物に関する内容は「尿・糞便等検査」中の「糞便検査」に「寄生虫学的検査」として規定されており、改正後の告示に定める科目においても、「尿・糞便等一般検査学」の中で、引き続き学修していただく。

問8－告示で定める科目から、放射性同位元素検査技術学が除かれ、生化学検査学の一部となっているが、このような科目は時間数の定めはないのか。

(答) 告示で定める科目については、各大学がカリキュラムの変更協議を行う際の審査基準をお示しした通知において、単位数をお示ししている。例として、生化学検査学は免疫検査学と合わせて6単位としており、生化学検査学のなかで生化学的検査と放射性同位元素検査技術学を教授することとなるが、その単位数内での割合に規定は設けていない。

○ 教科内容及び時間数の審査基準について

問9－これまで科目承認校では告示で定める科目の時間数から、各校の単位に換算して授業を組み立てているが、改正後は各校の単位に合わせ、時間数は考慮しなくて良いのか。

(答) 時間数を定める方式から単位数を定める方式に改め、指定規則の教育内容の単位数と整合性がある単位数となるよう見直している。そのため、大学設置基準第21条第2項の規定の例による単位の計算方法に基づき、各養成施設が定める講義・演習・実習の単位の取り扱いと同様の取り扱いとされたい。

問10－告示で定める科目の審査基準において、「◎を除き()の項目については講義・実習の参考例を示している」と説明されているが、()の項目は参考例として、各養成施設の判断で実施を決めれば良いのか。

(答) 告示で定める科目の審査基準については、これまで「○」、「－」という形式で基準をお示ししていたところ、今般、告示で定める科目の審査基準を見直し、「◎」以外の項目については、参考例を参考としつつ、各養成施設においてカリキュラムを立案、実施していただくこととした。

問11－告示で定める科目の教科内容及び単位数にかかる科目承認校の協議に当たっては、その学校における獣医学や薬学などの課程で教育する教科内容等であっても協議対象に含まれるのか。

(答) 含まれるものとする。

【3. 臨地実習の在り方について】

○ 臨地実習において学生に実施させるべき行為に関する事項について

問 12—臨地実習で学生が経験すべき行為として、必ず実施させる行為、必ず見学させる行為が明記されているが、すべての行為を実施していない施設もある。そのような際、これらを行えるよう、複数の施設で臨地実習を行っても良いのか。

(答) 臨地実習に当たっては、実習時間の3分の2以上を病院又は診療所において行う必要があるが、これを満たす限りは、複数の施設で実習を実施して差し支えない。

○ 臨地実習における教育分野毎の実習期間配分に関する事項について

問 13—臨地実習 12 単位の内、3 単位以上は生理学的検査に関する実習を行うこととして指定規則及び告示で定める科目の審査基準において定めているが、患者と接する分野であり実習期間の確保が難しいのではないか。

(答) 学内実習では経験のできない、患者と接する行為を経験することは臨地実習の本来の目的でもあることから、1 施設では実習期間を確保できない場合には、複数施設での実習の合計で期間を確保する調整いただきたい。なお、上記課題を踏まえ、日本臨床衛生検査技師会と日本臨床検査学教育協議会において、学生と臨地実習施設のマッチングができる仕組みを検討していただくこととしている。

○ 臨地実習における患者同意について

問 14—学生に必ず実施させるべき行為を実施する際、どのように患者同意を得ればいいのか。

(答) 同意の取得方法については、院内掲示のみの場合、必ずしも患者がそれらを視認するとは限らず、また、同意の意思を確認することも困難であるため、口頭又は文書での同意の確認を得ること。なお、同意した場合であっても、患者はこれを撤回する権利がある旨も併せて説明すること。

○ 臨地実習において学生に必ず実施させるべき行為について

問 15—学生に必ず実施させるべき行為について、患者からの同意を得ることが出来ず、やむを得ない場合については患者に対してではなく、学生同士で実習を行わせても差し支えないか。

(答) 「必ず実施させる行為」については、患者に対して実施していただくこと。なお、実習に当たって、ある分野の実習を実施している際に別の分野の実習についても同意を得られた場合は、当該別の分野の実習についても併せて実施するなど、各学校養成所において柔軟に対応をいただきたい。

問 16—学生に必ず実施させるべき行為については、すべて患者及び患者検体で行わなければならないのか。

(答) 学内実習では経験のできない患者と接する行為を経験することは、本来の臨地実習の目的でもあることから、患者の安全を確保した上で、患者及び患者検体で行うこと。

問 17－学生に必ず実施させる行為を実施する際の検査結果の取扱いにおいて注意すべきことは何か。

(答) 資格を有しない学生が、臨床現場で「診療の補助」に当たる行為を行うことから、患者と接する行為を経験する際には個々の患者や患者関係者から同意を得た上で実施すること。また、患者の安全を確保するためにも、学生が実施した検査等の情報をそのまま臨床に提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。

○ 臨地実習において必ず見学させる行為について

問 18－必ず見学させる行為にある「検体採取」について、見学させる検体の指定はあるのか。

(答) 臨床検査技師が業として検体採取を行うことができるものであること。

○ 臨地実習前の評価

問 19－臨地実習前の技能修得到達度評価に関して、統一の評価基準は設定しないとのことだが、評価基準は養成施設ごとに定めても良いか。

(答) 各養成施設で定めて実施していただきたい。

問 20－臨地実習前の評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。

(答) 技能修得到達度評価は、臨床検査技師の資格のない学生が一定の資質を備えた上で臨地実習に送り出せるよう、必要な技能・態度を備えていることの確認及び指導を行うことを目的としており、患者の安全を確保するためにも、技能・態度が一定水準に満たない学生においては必要な指導を行うことで、資質の向上を図っていただきたい。

○ 臨地実習指導者の要件について

問 21－臨地実習指導者の要件の適用には、カリキュラム適用から2年程度の経過措置を設けることとしているが、令和6年に行われる実習全てが適用なのか。

(答) 本改正は令和4年4月より入学する学生に対して適用するものであり、経過措置は2年程度として幅を持たせている。臨地実習においては入学後すぐに実施されるものではないことから、令和4年4月より入学する学生が臨地実習を行うまでに臨地実習指導者の要件を満たせば差し支えない。

問 22－在宅や介護といった訪問医療等での臨地実習指導者は医師又は看護師とすることを妨げないとあるが、この場合の医師や看護師について何か要件はあるか。

(答) 指導に当たる医師や看護師については、臨地実習指導者講習会の修了は求めていないものの、在宅や介護といった訪問医療等に従事し、患者安全に配慮しつつ、学生に指導できるものであることが望ましい。

○ 臨地実習指導者講習会について

問 23－臨地実習指導者講習会は、厚生労働省が開催するのか。また、その開催実施担当者は臨床検査技師の養成施設の教員も関与するのか。

(答) 臨地実習指導者講習会は厚生労働省の定める指針に基づき、講習を企画する団体が厚生労働省に申請し確認を受けて開催する。本講習会の指針では、開催実施担当者として臨地実習調整者を1名以上含むこととしており、養成所の教員の関与が求められる。

問 24－臨地実習指導者講習会の受講対象者にある実務経験とは、常勤のみの換算なのか。パートや非常勤は含まれるのか。

(答) 勤務形態による区別はなく、臨床検査技師として5年以上実務を経験したことを求めるもの。

問 25－実習指導者としてのこれまでの指導経験年数が長い場合（例えば10年以上など）、厚生労働省の定める指針に則った臨地実習指導者講習会を受講したものとみなすことはできるか。

(答) 臨地実習指導者の要件として、厚生労働省が定める指針に則った臨地実習指導者講習会を修了した者であることを定めており、指導経験等によって本講習会の修了を免ずることはできない。

問 26－ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行ってよい講義とはどういうものか。

(答) ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で実施可能と考えられるテーマについては、当該形式により講義を行って差し支えない。なお、その場合、ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施することが求められる。

一方で、指導者講習会のテーマ③～⑥については、例題を活用し参加者で意見を出し合いながら講義を進行させる講義内容とすることを想定しており、対面による実施を軸とすることが望ましい。

○ 臨地実習調整者の配置について

問 27－臨地実習調整者の配置要件として、学生定員数はないのか。

(答) 学生定員数は臨地実習調整者の配置要件としていない。臨地実習調整者の配置要件は、臨地実習の質の向上を図るため、臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う臨地実習調整者を、専任教員から1名以上配置することとしている。

問 28－臨地実習調整者を専任教員から1名以上配置としているが、学生を受け入れる臨地実習施設にも、そのような窓口が必要ではないか。

(答) 臨地実習指導者が実習施設側の窓口の役割を担うものと考えている。

【4. その他】

○新カリキュラムに係る変更申請の時期について

問 29—令和4年度入学生から新カリキュラムの適用が予定されているが、カリキュラムに係る変更申請はいつまでに行えばよいのか。

(答) 各校には、科目の変更時に提出いただいているものと同様の形式にて、今回もご提出いただくことを予定している。申請に関する通知案内は学校養成所指定規則及び関係告示の改正後の3月末を予定しているため、お待ちいただきたい。

なお、先日、当省の医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会中間取りまとめが行われたことから、今後これを踏まえて関係法令の改正が実施された場合には、それに応じて、カリキュラムの見直しを検討することとなる。

医政発 0331 第 92 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針について (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

医政発 0331 第 91 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針について

臨床検査技師の臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 2 年 4 月 8 日)において、臨床検査技師を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨地実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨地実習施設によって様々であることから、臨床検査技師の質の向上のため、臨地実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨地実習施設における教育の質の向上について求められたところである。

今般、臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和 45 年 12 月 28 日文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」(令和 3 年 3 月 31 日医政発 0331 第 85 号厚生労働省医政局長通知)の通知に伴い、指定規則の第 2 条 10 号に規定する「適当な実習指導者」で示す臨床検査技師における臨地実習指導者の要件として「臨地実習指導者講習会」の受講を求めることとし、別紙のとおり開催指針を定めたので、内容をご了知の上、関係者等に周知願いたい。

臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、ガイドラインに規定する臨地実習指導者講習会（以下、指導者講習会という。）の形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨地実習指導者（以下「実習指導者」という。）の資質の向上及び臨地実習を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 指導者講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 指導者講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者
- (4) 臨地実習調整者 1名以上
 - ※ 指導者講習会企画責任者を補佐し、場合により意見する者
 - ※ ガイドラインにおいて定める臨地実習調整者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の臨床検査技師

4. 指導者講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。

- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 臨床検査技師養成施設における臨地実習制度の理念と概要
- ② 臨地実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案
- ④ 臨地実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）
- ⑤ 臨地実習指導者及びプログラムの評価
- ⑥ その他臨地実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

なお、修了証書については、様式1とする。

第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。
- (3) 指導者講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 指導者講習会の目標
 - ⑦ 指導者講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割）

- ⑧ 指導者講習会の概要（グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。）

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(指導者講習会の名称)を修了したことを証
します。

年 月 日

(主催者名)

本指導者講習会は「臨床検査技師臨地実習指導者講習会
の開催指針」(令和3年3月31日付け医政発0331第91
号)に則ったものであると認めます。

年 月 日

厚生労働省医政局長 (医政局長名) 印

年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

(主 催 者 名)

確 認 依 頼 書

下記の指導者講習会について、「臨床検査技師臨地実習指導者講習会開催指針」(令和3年3月31日付け医政発0331第91号)に則った内容であることの確認を依頼します。

記

- 1 指導者講習会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：令和 年 月 日～令和 年 月 日
(実質的な講習時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 指導者講習会実施担当者
 - (1) 指導者講習会主催責任者数： 人
 - (2) 指導者講習会企画責任者数： 人
 - (3) 指導者講習会世話人数： 人
 - (4) 臨地実習調整者数： 人
 - (5) 指導者講習会実施担当者(上記(1)から(4)の者)の氏名及び経歴：別添1(任意様式)のとおり
- 5 指導者講習会の目標
- 6 参加者
 - (1) 参加者数(募集人数)： 人
 - (2) 討議及び発表におけるグループごとの人数： 人から 人まで
- 7 指導者講習会進行表：別添2(任意様式)のとおり

確認依頼書作成要領

- 1 2 (2) の「共催者、後援者等」については、当該指導者講習会に共催者、後援者等がある場合に記載すること。
- 2 3 の「開催日及び開催地」について、分割開催する場合は、その理由及び研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。(任意様式)
- 3 7 の「指導者講習会進行表」については、タイムスケジュール、テーマとテーマごとの概要、実施方法（講義、グループ討議、発表等、担当者、等を記載すること。
- 4 ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行う場合は、7 の「指導者講習会進行表」のどの講義が該当するかが解るよう示すこと。
- 5 ワークショップ（参加者主体の体験型研修）において、Webを活用した形式で実施する場合、対面による実施と同等の教育的効果が得られることが前提となること。
- 6 指導者講習会報告書を参加者へ配布する方法および厚生労働省へ提出する方法については、電子媒体でも差し支えないこと。

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(指導者講習会の名称)を修了したことを証
します。

年 月 日

(主催者名)

本指導者講習会は「臨床検査技師臨地実習指導者講習会
の開催指針」(令和3年3月31日付け医政発0331第91
号)に則ったものであると認めます。

年 月 日

厚生労働省医政局長 (医政局長名) 印

年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

(主 催 者 名)

確 認 依 頼 書

下記の指導者講習会について、「臨床検査技師臨地実習指導者講習会開催指針」(令和3年3月31日付け医政発0331第91号)に則った内容であることの確認を依頼します。

記

- 1 指導者講習会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：令和 年 月 日～令和 年 月 日
(実質的な講習時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 指導者講習会実施担当者
 - (1) 指導者講習会主催責任者数： 人
 - (2) 指導者講習会企画責任者数： 人
 - (3) 指導者講習会世話人数： 人
 - (4) 臨地実習調整者数： 人
 - (5) 指導者講習会実施担当者(上記(1)から(4)の者)の氏名及び経歴：別添1(任意様式)のとおり
- 5 指導者講習会の目標
- 6 参加者
 - (1) 参加者数(募集人数)： 人
 - (2) 討議及び発表におけるグループごとの人数： 人から 人まで
- 7 指導者講習会進行表：別添2(任意様式)のとおり

確認依頼書作成要領

- 1 2 (2) の「共催者、後援者等」については、当該指導者講習会に共催者、後援者等がある場合に記載すること。
- 2 3 の「開催日及び開催地」について、分割開催する場合は、その理由及び研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。(任意様式)
- 3 7 の「指導者講習会進行表」については、タイムスケジュール、テーマとテーマごとの概要、実施方法（講義、グループ討議、発表等、担当者、等を記載すること。
- 4 ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行う場合は、7 の「指導者講習会進行表」のどの講義が該当するかが解るよう示すこと。
- 5 ワークショップ（参加者主体の体験型研修）において、Webを活用した形式で実施する場合、対面による実施と同等の教育的効果が得られることが前提となること。
- 6 指導者講習会報告書を参加者へ配布する方法および厚生労働省へ提出する方法については、電子媒体でも差し支えないこと。